

(仮称) 加須市
こども・若者・子育て支援計画

【骨子案】

令和6年
加 須 市

(表紙裏)

はじめに

市長あいさつ文

(あいさつ文裏)

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定の背景及び趣旨	3
1 計画策定の背景	3
2 計画策定の趣旨	4
第2章 計画の概要	5
1 計画の位置付け	5
2 計画の期間	5
3 計画の対象	5
4 他の計画との調和	5
第3章 こどもや子育てをめぐる本市の現状	6
1 人口・世帯等の状況	6
2 婚姻・出産等の状況	11
3 就業の状況	14
4 教育・保育事業の状況	16
5 アンケート調査結果の概要	20
6 第2期計画の達成状況	34
7 主な課題と対応	36
第4章 計画の基本的な考え方	38
1 計画の基本理念	38
2 基本目標	39
3 施策の体系	41
4 SDGsの取組	42
第2編 施策の展開	45
基本目標1 ワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進する	47
基本目標2 こども・若者の育ちの「支え手」を増やす	47
基本目標3 結婚・出産の希望を実現させる	48
基本目標4 親と子の健康を支える	48
基本目標5 こども・若者が意見を言いやすい環境をつくる	49
基本目標6 こども・若者の居場所や多様な体験の機会をつくる	49
基本目標7 「子育て」「子育ち」を支える	50
基本目標8 こども・若者、子育てにやさしい環境をつくる	50
基本目標9 困難な状況にあるこどもや若者の暮らしを支える	51

基本目標 10 児童虐待から子どもを守る	51
基本目標 11 子ども・若者を自殺や犯罪などから守る	52
基本目標 12 未来を切り拓く子ども・若者を応援する	52
第3編 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等	53
第1章 幼児教育・保育に関する基本的な考え方	55
1 幼児教育・保育の認定区分	55
2 幼児教育・保育の無償化	56
3 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保	58
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	59
5 児童数の見込み	60
第2章 幼稚園教育の充実	61
1 幼稚園教育の基本的な考え方	61
2 幼稚園・認定こども園（1号認定：3～5歳児）	62
3 市立幼稚園の運営のあり方	63
第3章 保育所保育の充実	65
1 保育所保育の基本的な考え方	65
2 保育所・認定こども園など（2号認定、3～5歳児）	66
3 保育所・認定こども園など（3号認定、0～2歳児）	67
4 市立保育所の運営のあり方	68
第4章 地域子ども・子育て支援事業の充実	69
1 利用者支援事業【提供区域：市全域】	69
2 地域子育て支援拠点事業【提供区域：市全域】	71
3 妊婦健康診査【提供区域：市全域】	71
4 乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市全域】	72
5-1 養育支援訪問事業【提供区域：市全域】	72
5-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他の要保護児童等の支援に資する事業）【提供区域：市全域】	73
6 子育て短期支援事業【提供区域：市全域】	73
7 ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）【提供区域：市全域】	74
8 一時預かり事業【提供区域：市全域】	75
9 延長保育事業【提供区域：市全域】	76
10 病児保育事業【提供区域：市全域】	76
11 放課後児童健全育成事業【提供区域：小学校区】	77
12 子育て世帯訪問支援事業【提供区域：市全域】	78
13 親子関係形成支援事業【提供区域：市全域】	79
14 実費徴収に係る補足給付を行う事業【提供区域：市全域】	80

15 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【提供区域：市全域】 80

第4編 計画の推進体制 81

1 計画の進捗管理 83

2 市民との協働 83

資料編 85

(中扉)

第1編 総論

(空白頁)

第1章 計画策定の背景及び趣旨

1 計画策定の背景

(1) 少子化の進行

厚生労働省が発表した人口動態統計の概数によると、令和5年の全国の出生数は72万7,277人と明治32年の統計開始以来、最も少なくなり、合計特殊出生率は1.20と過去最低を記録するなど、少子化が進行しています。

本市においても、近年、合計特殊出生率が低下傾向にあり、令和4年は1.02となっています。

(2) こども家庭庁の発足

令和5年4月、厚生労働省、文部科学省、内閣府等が所管していたこども政策に関する総合調整権限を集約し、縦割りの壁を打破した切れ目のない包括的な支援を実現するための司令塔としての役割を持つ「こども家庭庁」が発足しました。

(3) 「こども基本法」の施行

令和5年4月、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。これにより、「市町村こども計画」の策定が、市町村の努力義務となりました。

(4) 「こども未来戦略」の策定

令和5年12月、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略」が閣議決定されました。

方針では、「若い世代の所得を増やす」、「社会全体の構造・意識を変える」、「全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する」の3つの基本理念の下、今後3年間に実施する集中的な取組を「加速化プラン」として掲げ、児童手当の拡充や、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充（「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設）等に取り組むとされました。

(5) 「こども大綱」の策定

令和5年12月、これまでの「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」、「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化した「こども大綱」が策定されました。

大綱では、大綱が目指す「こどもまんなか社会」について、「生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会」として明示されるとともに、こども施策に関する基本方針や重要事項が定められました。

(6) ヤングケアラー支援の法制化

令和6年6月、子ども・若者育成支援推進法の一部が改正され、家事や家族の世話などを日常的に行っている「ヤングケアラー」の支援が法制化されました。

これにより、ヤングケアラーについて、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と定義されるとともに、ヤングケアラーが国や地方公共団体等が支援すべき対象として明記されました。

2 計画策定の趣旨

本市は、令和元年度に策定した「第2期加須市子ども・子育て支援計画」（計画期間：令和2年度～令和6年度）に基づき、子ども・子育て支援のための様々な施策を計画的、総合的に推進してきました。

しかし、本市が令和5年度に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」によると、教育・保育の充実、こどもの遊びの場の充実、配慮が必要な子どもへの支援など多様なニーズへの対応が期待されています。

また、子ども基本法では、「子ども」を「心身の発達の過程にある者」と定義し、特定の年齢で必要なサポートが途切れないよう、子どもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくこととしています。

こうしたことを踏まえ、本市では、計画の名称を「加須市子ども・若者・子育て支援計画」に改め、今後の子ども・若者、子育て支援に関する施策の内容や目標等を明確にし、施策を計画的に推進することを目的として、本計画を策定しました。

第2章 計画の概要

1 計画の位置付け

本計画は、次の法律に基づく計画として位置付けます。

- ・ こども基本法に基づく「市町村こども計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」※

※ 「市町村子ども・子育て支援事業計画」の必須記載事項である子ども・子育て支援事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに教育・保育の提供体制の確保の内容等については、本計画書の第3編に掲載しています。

2 計画の期間

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年を計画期間とします。

3 計画の対象

生まれる前から「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）までの全ての子ども・若者※やその家庭、子育てにかかわる地域の住民、企業、団体などを対象とします。

※ 本計画では、法令の規定を示す場合を除き、思春期から青年期までの人を「若者」と表記します。

4 他の計画との調和

本計画は、「こども大綱」を勘案して策定しています。

また、「加須市総合振興計画」を上位計画として、こども・若者・子育て支援に関する事項を定めた他の関連計画等との調和が保たれたものとしています。

【主な関連計画等】

- ・ 加須市地域福祉計画（第3次）・地域福祉活動計画（第2次）
- ・ 第2次加須市人づくりプラン
- ・ 加須市障害者計画及び障害福祉計画（第7期）・加須市障害児福祉計画（第3期）
- ・ 第3次加須市健康づくり推進計画
- ・ 加須市地域医療ビジョン
- ・ 第3次加須市みんなであつくる防犯のまちづくり推進計画

第3章 こどもや子育てをめぐる本市の現状

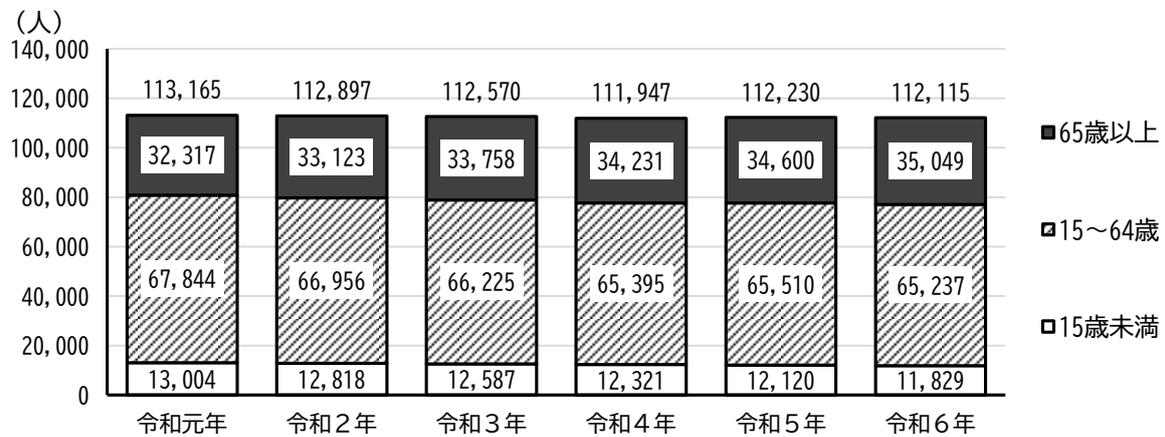
1 人口・世帯等の状況

(1) 総人口及び年齢3区分別人口

本市の総人口は、令和6年4月1日現在、112,115人となっています。令和元年からの5年間は減少傾向にあり、5年間で1,050人減少しています。

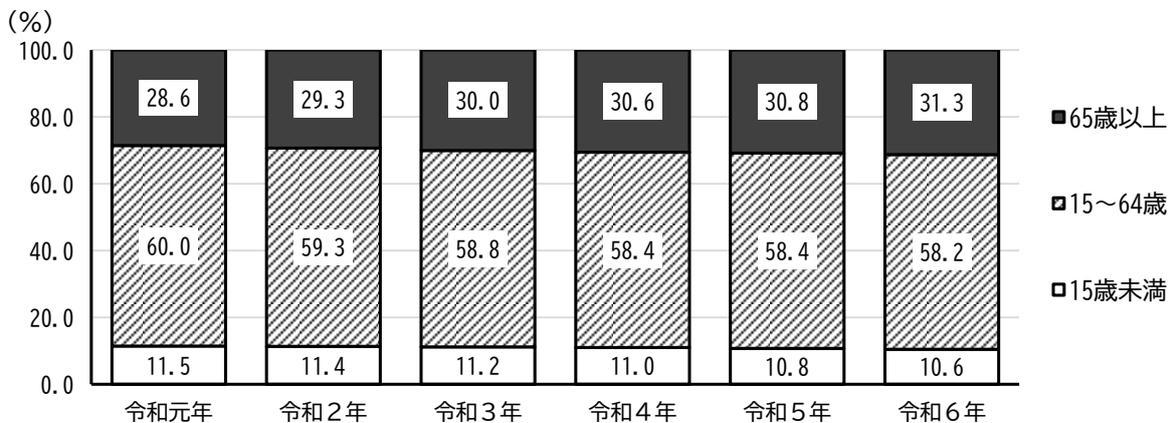
年齢3区分別では、65歳以上の高齢者人口が増加傾向にある一方で、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は減少傾向にあり、少子高齢化が進んでいることがわかります。

■総人口及び年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■年齢3区分人口構成比の推移



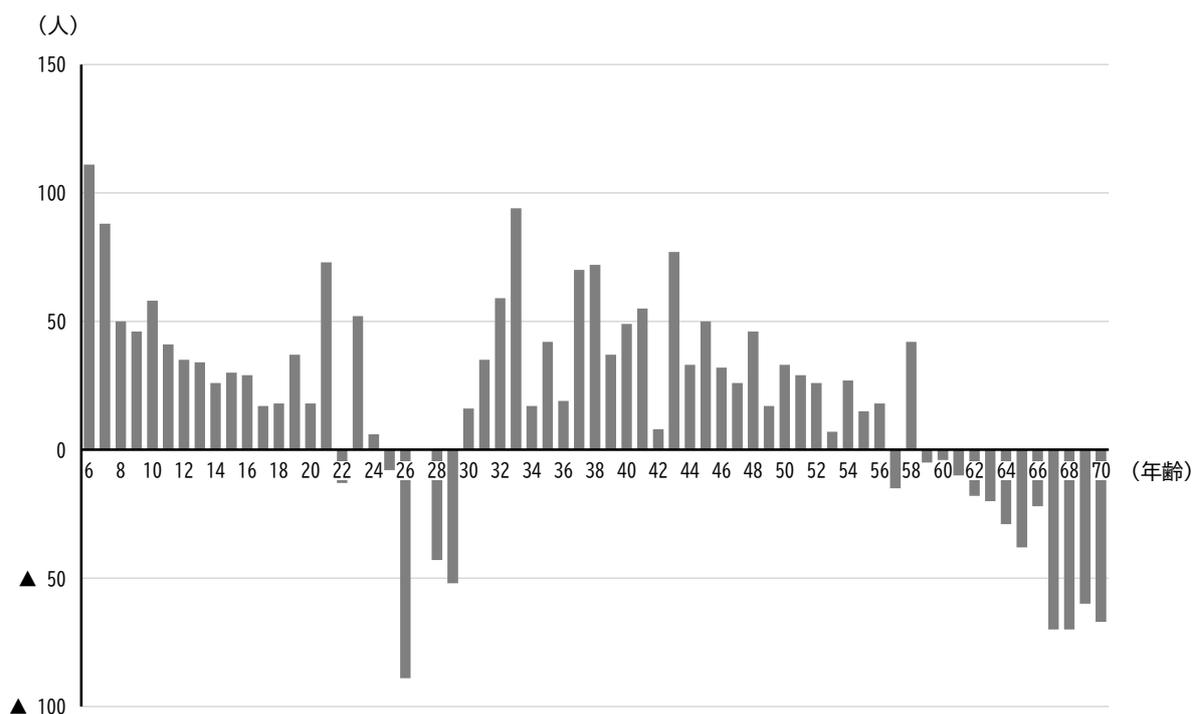
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 年齢ごとの増減の状況

本市の同一年齢の増減をみると、現在6歳～21歳、30歳～56歳の年齢層が6年前より増加しており、おおむね小学生年代から大学生年代にあたる年齢層と、子育て中の世代にあたる年齢層が増加しています。

一方、59歳以上の年齢層などは、6年前より減少しています。

■ 6年間の同一年齢の増減（平成30年4月1日と令和6年4月1日の比較）



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

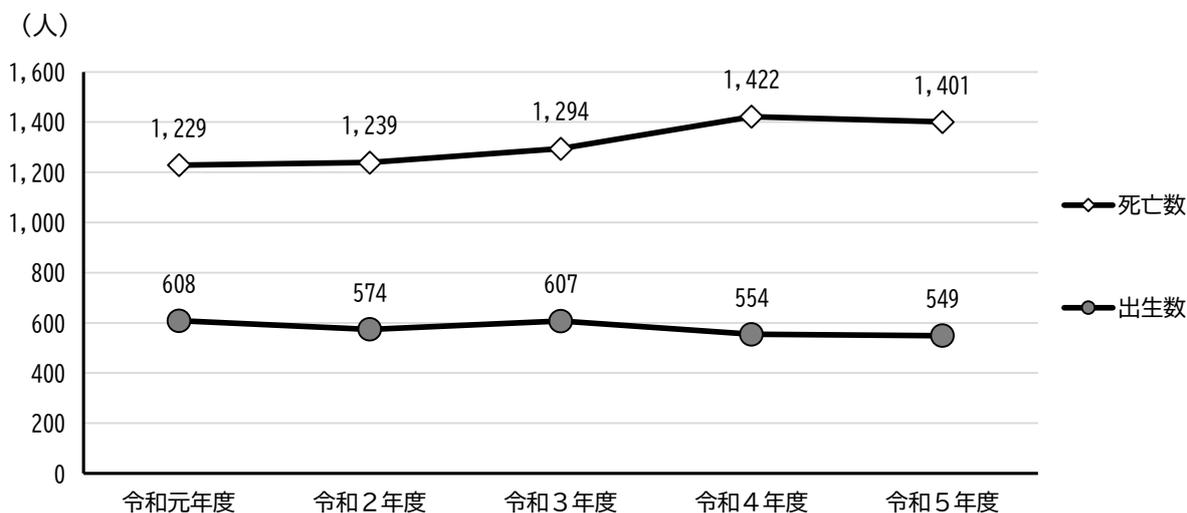
■ 6年間の同一年齢の増減内訳（平成30年4月1日と令和6年4月1日の比較）

平成30年4月1日		令和6年4月1日		比較	
年齢	人口	年齢	人口	年齢	増減
0	670	6	781	6	111
1	753	7	841	7	88
2	783	8	833	8	50
3	816	9	862	9	46
4	760	10	818	10	58
5	796	11	837	11	41
6	873	12	908	12	35
7	973	13	1007	13	34
8	927	14	953	14	26
9	954	15	984	15	30
10	994	16	1,023	16	29
11	964	17	981	17	17
12	988	18	1,006	18	18
13	959	19	996	19	37
14	1,019	20	1,037	20	18
15	975	21	1,048	21	73
16	1,053	22	1,040	22	△ 13
17	991	23	1,043	23	52
18	1,020	24	1,026	24	6
19	1,042	25	1,034	25	△ 8
20	1,165	26	1,076	26	△ 89
21	1,077	27	1,077	27	0
22	1,084	28	1,041	28	△ 43
23	1,158	29	1,106	29	△ 52
24	1,075	30	1,091	30	16
25	1,050	31	1,085	31	35
26	1,124	32	1,183	32	59
27	1,064	33	1,158	33	94
28	1,124	34	1,141	34	17
29	1,194	35	1,236	35	42
30	1,207	36	1,226	36	19
31	1,172	37	1,242	37	70
32	1,201	38	1,273	38	72
33	1,287	39	1,324	39	37
34	1,366	40	1,415	40	49
35	1,398	41	1,453	41	55
36	1,300	42	1,308	42	8
37	1,323	43	1,400	43	77
38	1,397	44	1,430	44	33
39	1,401	45	1,451	45	50
40	1,441	46	1,473	46	32
41	1,548	47	1,574	47	26
42	1,585	48	1,631	48	46
43	1,680	49	1,697	49	17
44	1,732	50	1,765	50	33
45	1,679	51	1,708	51	29
46	1,564	52	1,590	52	26
47	1,688	53	1,695	53	7
48	1,536	54	1,563	54	27
49	1,496	55	1,511	55	15
50	1,600	56	1,618	56	18
51	1,198	57	1,183	57	△ 15
52	1,386	58	1,428	58	42
53	1,512	59	1,507	59	△ 5
54	1,431	60	1,427	60	△ 4
55	1,518	61	1,508	61	△ 10
56	1,406	62	1,388	62	△ 18
57	1,489	63	1,469	63	△ 20
58	1,597	64	1,568	64	△ 29
59	1,699	65	1,661	65	△ 38
60	1,623	66	1,601	66	△ 22
61	1,663	67	1,593	67	△ 70
62	1,764	68	1,694	68	△ 70
63	1,874	69	1,814	69	△ 60
64	1,817	70	1,750	70	△ 67

(3) 自然動態

本市の自然動態（一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き）は、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向にあります。

■出生数及び死亡数の推移

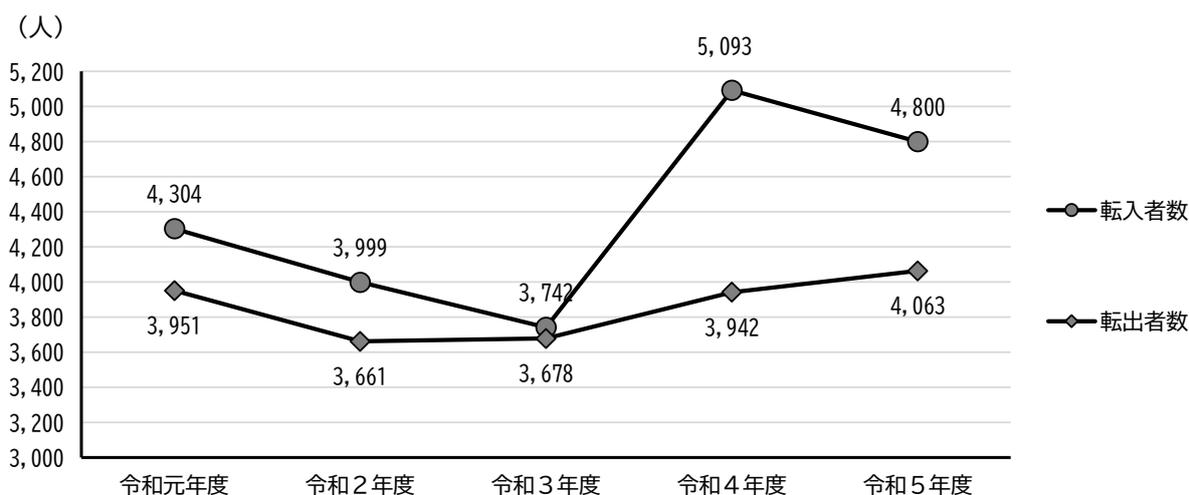


資料：加須市住民異動月報

(4) 社会動態

本市の社会動態（一定期間における転入・転出及びその他の増減に伴う人口の動き）は、転入者数が転出者数を上回る状況となっています。

■転入者数及び転出者数の推移



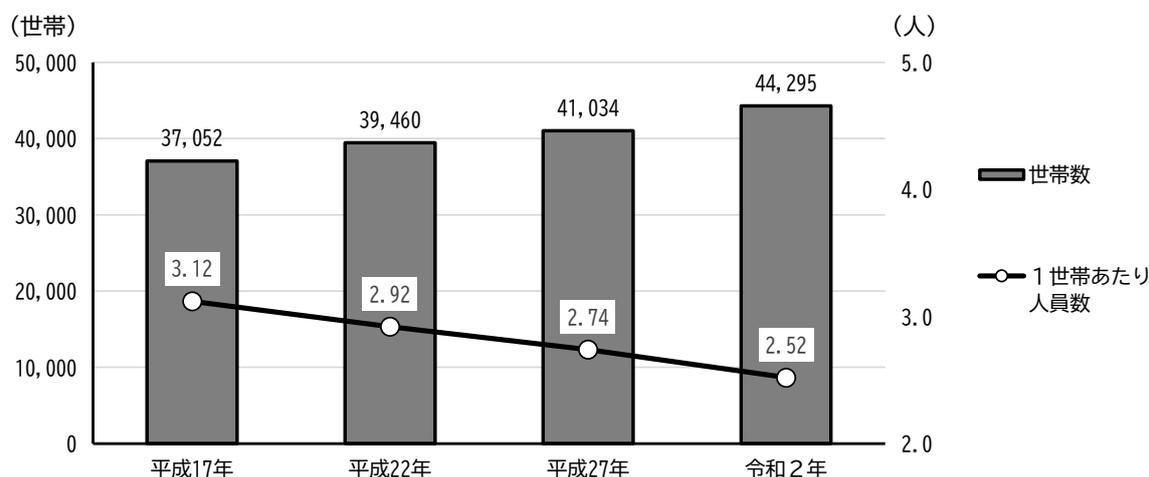
資料：加須市住民異動月報

(5) 世帯数

本市の世帯数は、年々増加しており、令和2年には44,000世帯を超えています。

一方、1世帯あたりの人員数は、年々減少しており、核家族化が進んでいることがわかります。

■世帯数と1世帯あたり人員数の推移



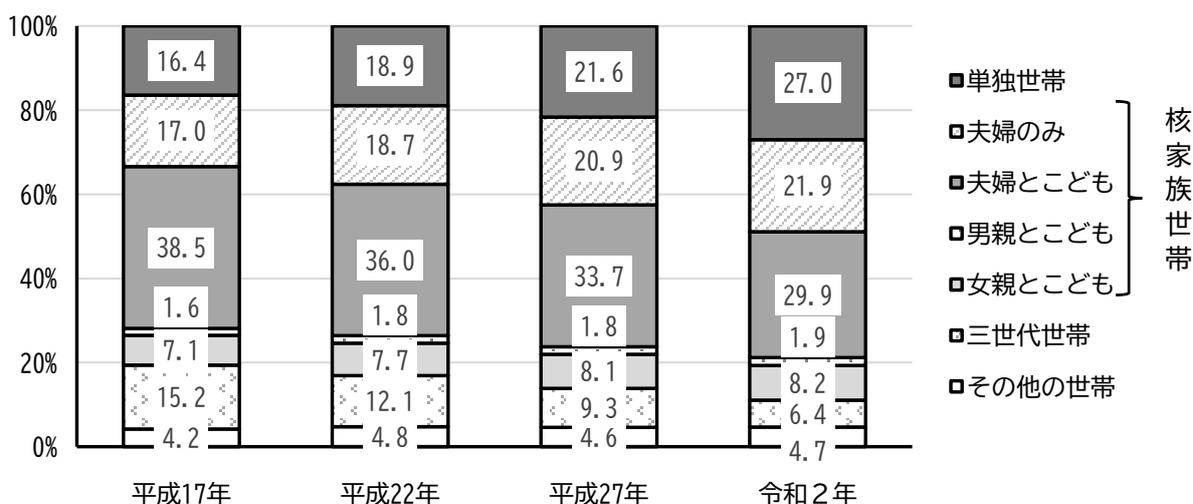
資料：国勢調査

(6) 世帯類型

本市の世帯類型は、核家族世帯（夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯）が6割以上となっています。

また、単独世帯が年々増加しています。

■世帯類型による世帯数の推移



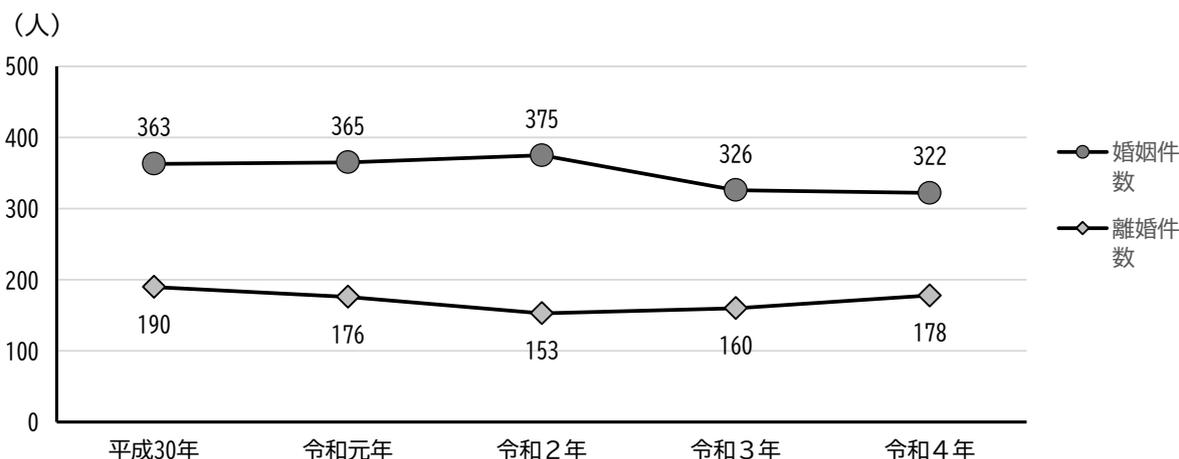
資料：国勢調査

2 婚姻・出産等の状況

(1) 婚姻・離婚

本市の婚姻件数は、増加傾向にありましたが、令和3年以降は減少しています。一方、離婚件数は、減少傾向にありましたが、令和3年以降は増加しています。

■婚姻件数・離婚件数の推移

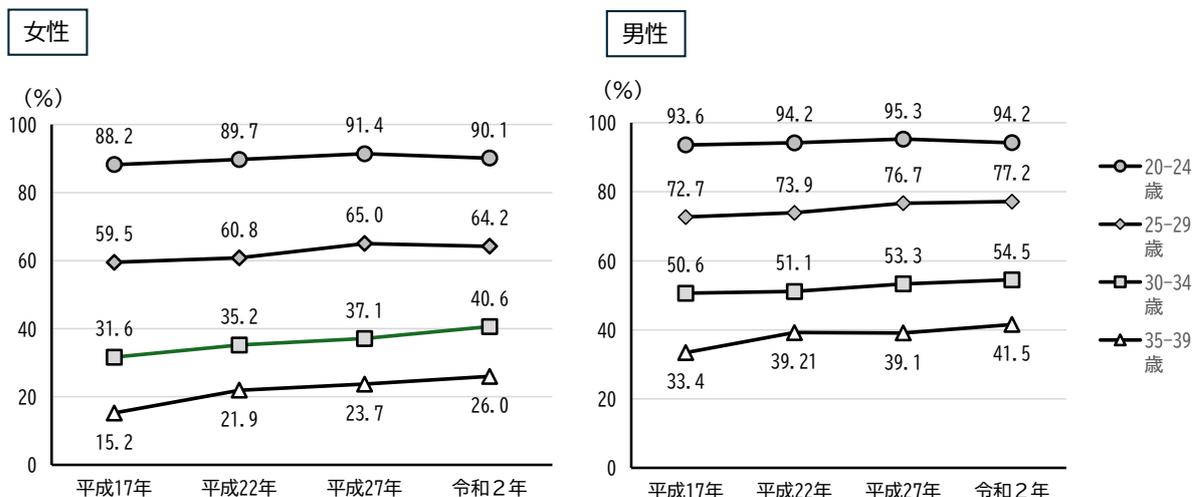


資料：埼玉県の人口動態概況（確定数）

(2) 未婚率

男女ともに35～39歳の年齢層で未婚率の上昇が大きく、平成17年から令和2年までの15年間で、女性は10.8ポイント、男性は8.1ポイント上昇しており、晩婚化が進んでいることがわかります。

■未婚率の推移

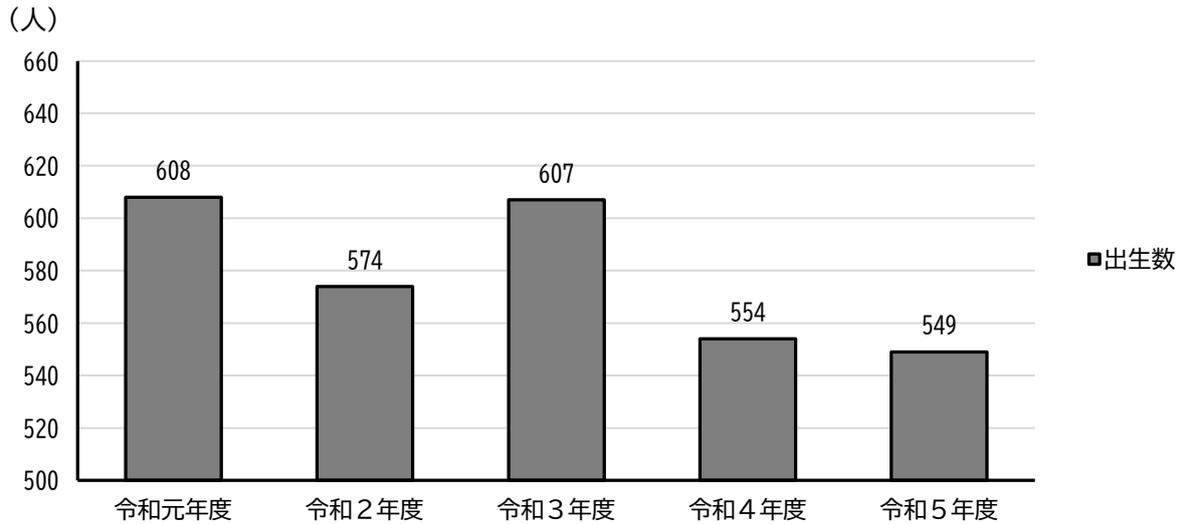


資料：国勢調査

(3) 出生数

本市の出生数は、減少傾向にあり、令和3年度に一旦増加しましたが、令和4年度から再び減少しています。

■出生数の推移

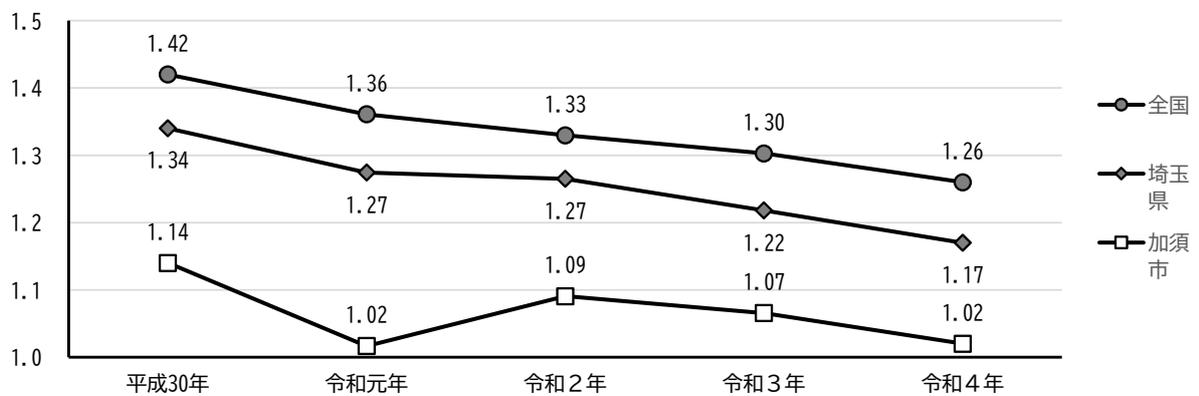


資料：加須市住民異動月報

(4) 合計特殊出生率

本市の合計特殊出生率は、全国及び埼玉県の数値を下回っており、令和4年は1.02となっています。

■合計特殊出生率の推移

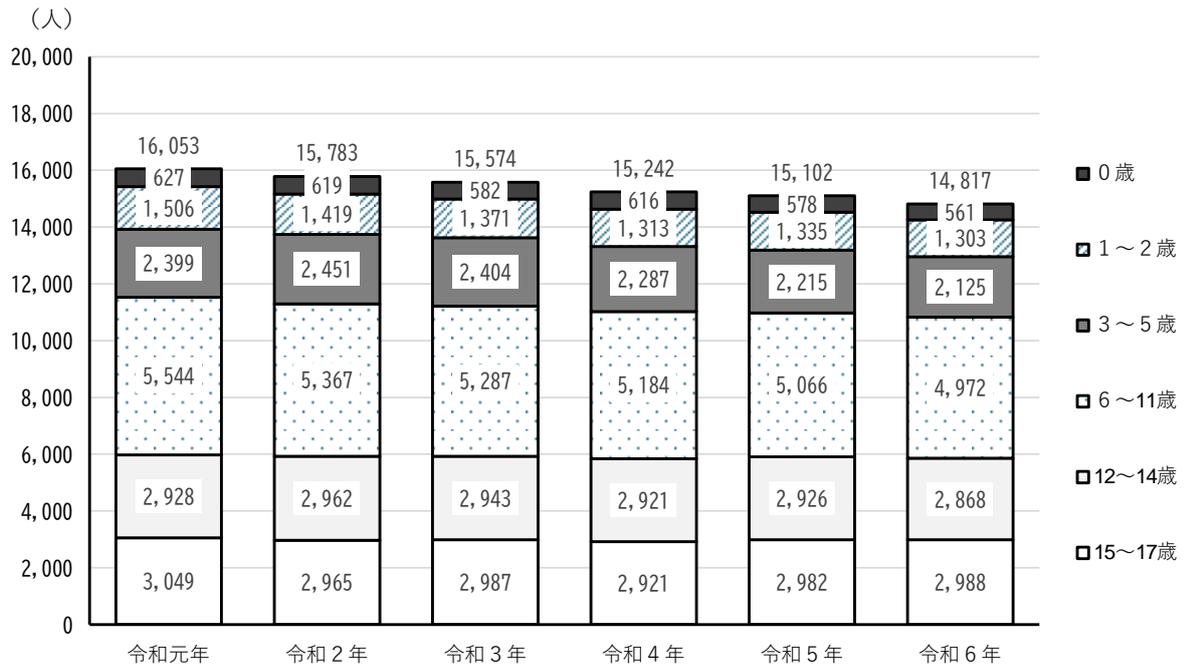


資料：埼玉県の人口動態概況（確定数）

(5) 児童数の推移

本市の18歳未満の児童数は、令和6年4月1日現在14,817人で、令和元年以降、年々減少しています。特に、0～5歳の就学前児童及び6～11歳の小学生児童において、令和元年からの5年間で10%以上減少しており、児童数の減少が顕著となっています。

■ 児童数の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

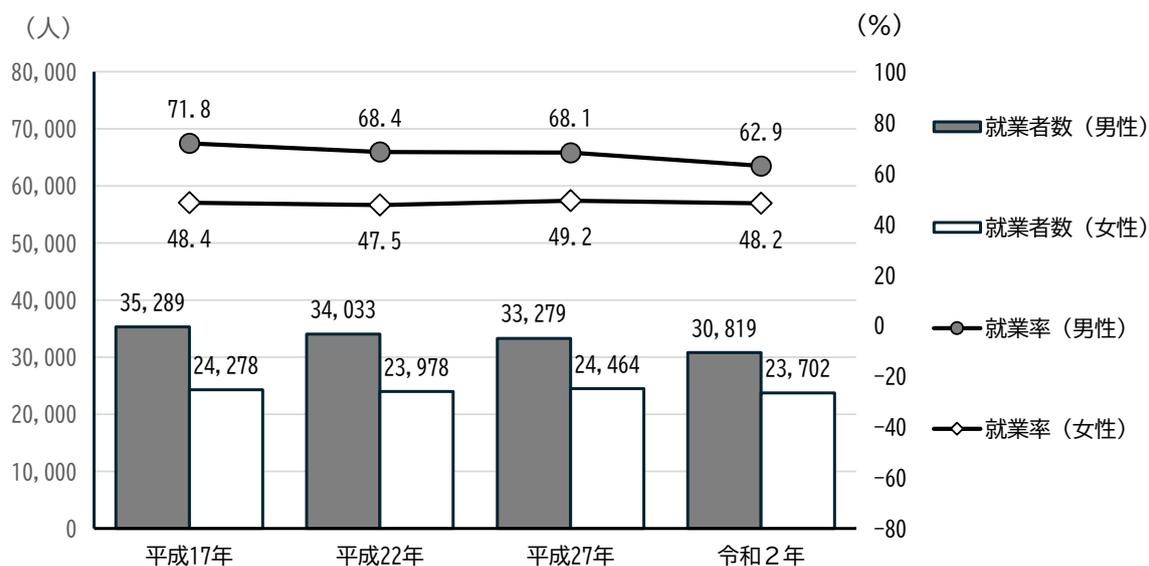
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率

本市の就業者数は、男性は平成17年以降年々減少していますが、女性はほぼ横ばいとなっています。

同様に、就業率も、男性は年々低下していますが、女性は横ばいで推移しています。

■男女別就業者数・就業率の推移



資料：国勢調査

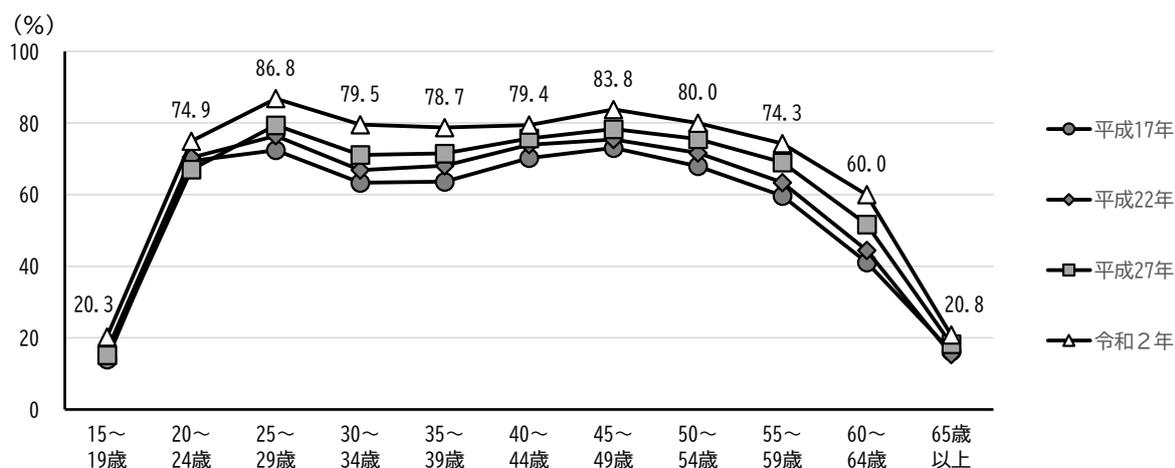
(2) 年齢別労働力率

年齢別の労働力率は、男性がほぼ変わらない中で、女性は上昇傾向にあり、働く女性の割合が増えています。

また、女性の年齢別の労働力率を年齢に沿ってみると、25～29歳をピークに減少し、40歳を超えると再び高くなる「M字曲線」を示しています。

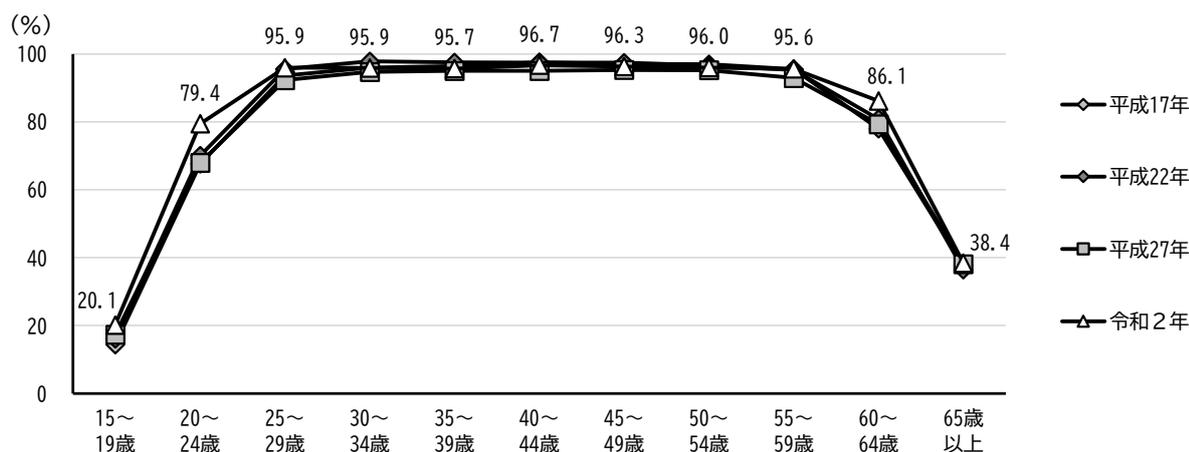
30代前後で結婚や出産を理由に離職する割合が高くなっていると考えられますが、その差は年々小さくなり、「M字曲線」の「谷」は緩やかになっています。

■女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

■男性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

4 教育・保育事業の状況

(1) 就学前児童の保育施設利用状況

令和6年4月1日現在、保育所等を利用している児童は49.4%（令和元年：47.4%）、幼稚園等を利用している児童は21.5%（令和元年：20.9%）、家庭等で保育を受けている児童は29.1%（令和元年：31.7%）となっており、5年前に比べ、保育所等や幼稚園等を利用している児童の割合が上昇しています。

■市立幼稚園等の在園児数の推移

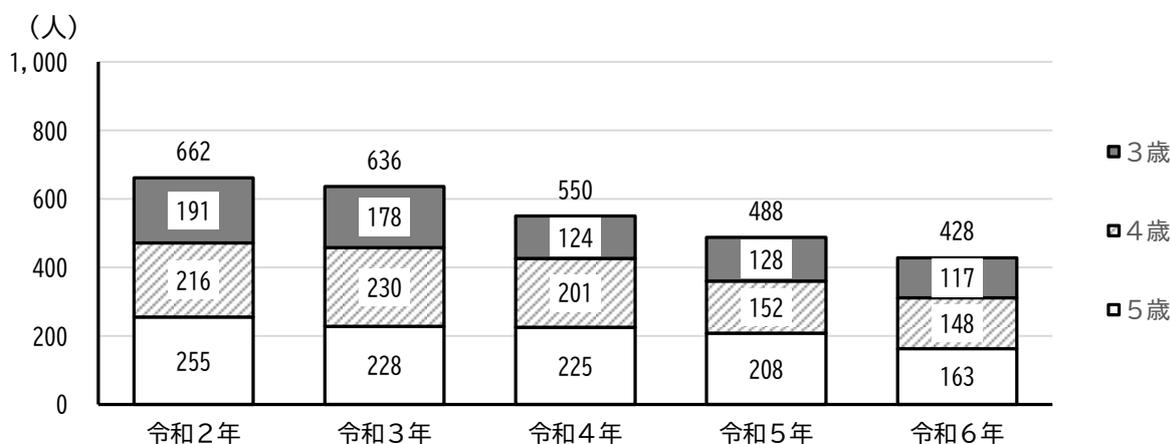
	総児童数	保育所等		幼稚園等		家庭保育等	
		児童数	割合	児童数	割合	児童数	割合
0歳児	562	82	14.6%	—	—	480	85.4%
1歳児	596	290	48.7%	—	—	306	51.3%
2歳児	708	397	56.1%	—	—	311	43.9%
3歳児	680	387	56.9%	252	37.1%	41	6.0%
4歳児	703	399	56.8%	290	41.3%	14	2.0%
5歳児	741	415	56.0%	318	42.9%	8	1.1%
合計	3,990	1,970	49.4%	860	21.5%	1,160	29.1%

資料：加須市こども保育課（令和6年4月1日現在）

(2) 市立幼稚園の在園児数

本市の市立幼稚園の在園児数は年々減少しており、こうした状況を受けて、本市では、令和6年度から市立幼稚園の数を13園から8園に再編しています。

■市立幼稚園の在園児数の推移

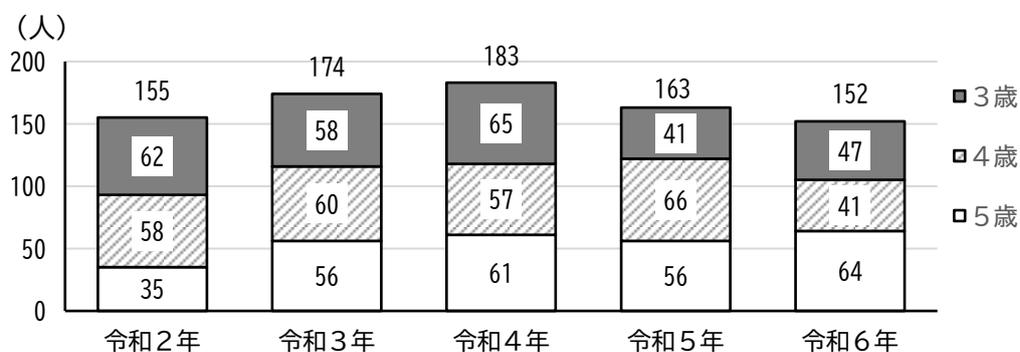


資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(3) 市内私立幼稚園の在園児数

本市の私立幼稚園の在園児数は、令和4年まで増加していましたが、令和5年から減少に転じています。

■市内私立幼稚園の在園児数の推移



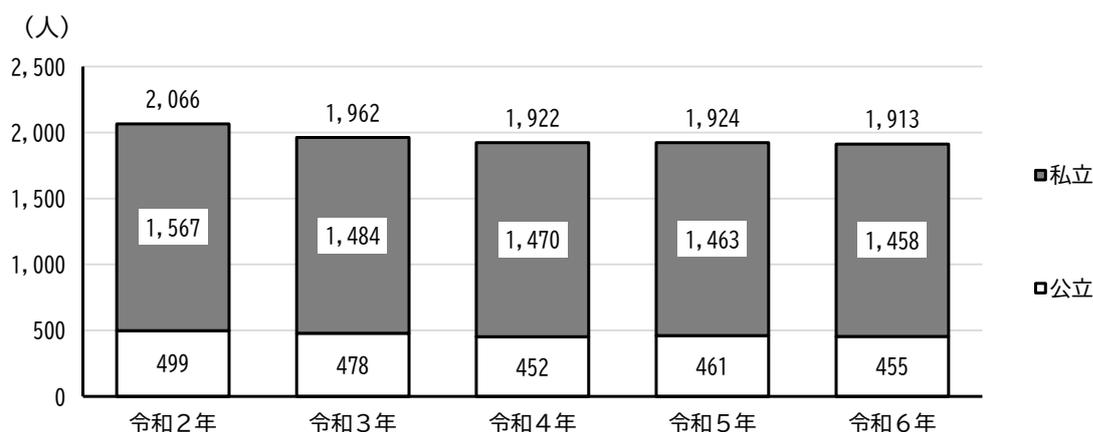
資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(4) 市内保育所等の入所児童数

本市の保育所等[※]の入所児童数は、1,900人程度でほぼ横ばいであり、少子化にあっても、入所児童数の減少は現れていません。

※ 認定こども園の2号認定こども、3号認定こども及び管外受託児童を含みます。

■市内保育所等の入所児童数の推移

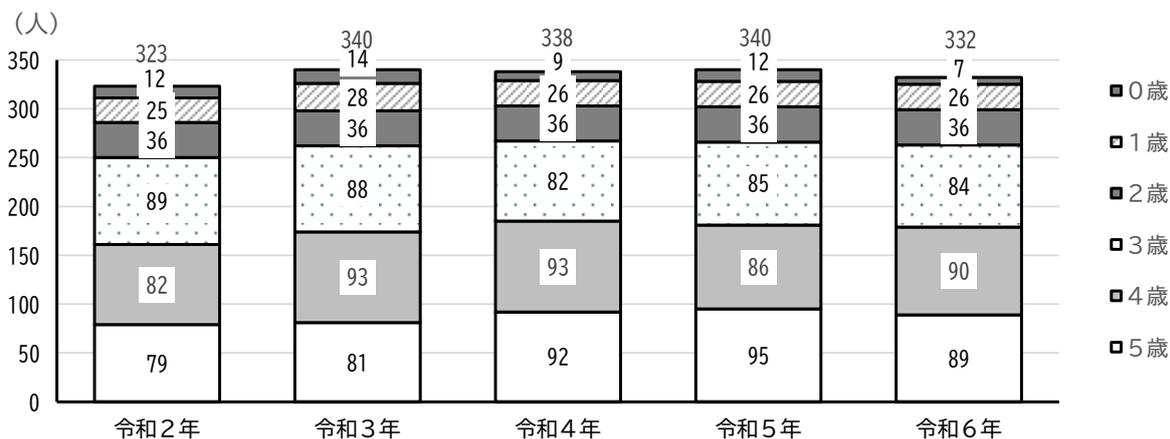


資料：加須市こども保育課（各年4月1日現在）

(5) 幼保連携型認定こども園の在園児数

本市の幼保連携型認定こども園の在園児数は、補助など国の施策によって、令和5年まで増加傾向にありましたが、令和6年は、やや減少しています。

■幼保連携型認定こども園の在園児数の推移

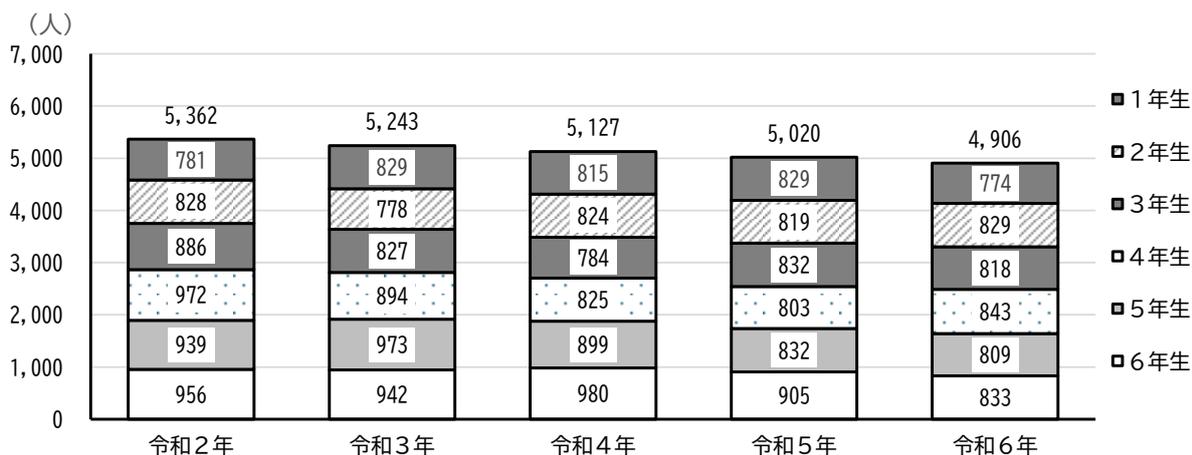


資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(6) 小学校児童数

本市の小学校児童数は年々減少しており、令和6年は5,000人を下回りました。

■小学校の児童数の推移



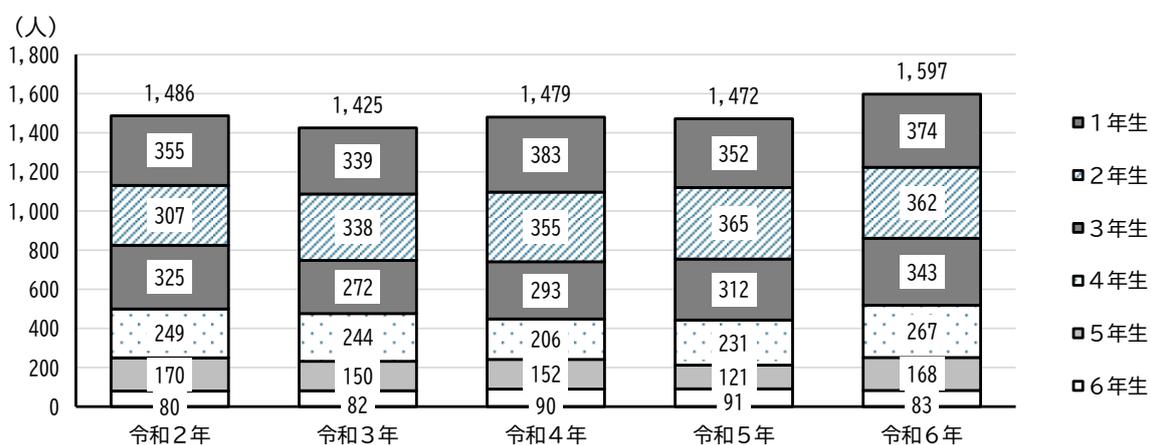
資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

(7) 放課後児童健全育成室（学童保育）の利用児童数

本市の放課後児童健全育成室の利用児童数は、全体では増加傾向にあり、その背景には、核家族化や共働き家庭の増加があると考えられます。

また、人口が集中する地区の利用率が高い傾向にあるとともに、家での留守番が難しい低学年の利用が多い傾向にあります。

■学童保育（放課後児童クラブ）の利用児童数の推移

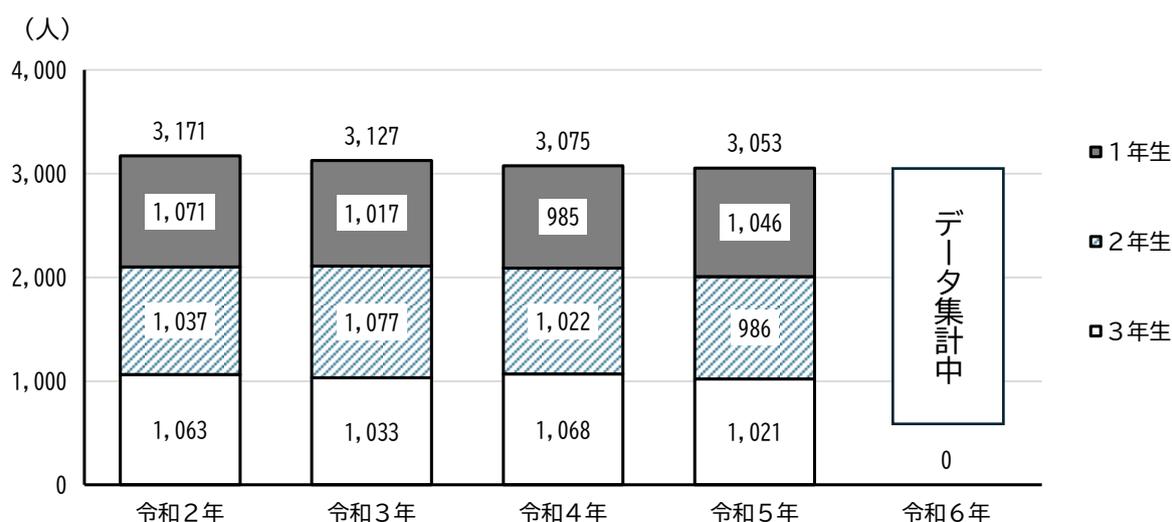


資料：加須市こども保育課（各年5月1日現在）

(8) 中学校生徒数

本市の中学校生徒数は、減少傾向にあり、令和4年には3,100人を下回りました。

■中学校の生徒数の推移



資料：埼玉県学校基本調査（各年5月1日現在）

5 アンケート調査結果の概要

本市が、この計画の策定に当たって実施した子育て支援に関するアンケート調査の結果の概要を掲載します。

(1) 調査期間

令和6年2月6日（火）～ 令和6年2月26日（月）

(2) 調査の実施方法等

調査種類	調査対象者	対象者数	抽出方法	調査方法
子ども・子育て支援に関するアンケート調査	就学前のこどもの保護者	1,200人	無作為抽出	郵送調査
	小学生のこどもの保護者	1,200人		
子どもの生活状況に関するアンケート調査	小学5年生の保護者	400人		
	中学2年生の保護者	400人		
	小学5年生のこども	400人		
	中学2年生のこども	400人		

(3) 調査票の配布・回収状況

調査種類	調査対象者	配布数	有効回収数	有効回収率
子ども・子育て支援に関するアンケート調査	就学前のこどもの保護者	1,200件	612件	51.0%
	小学生のこどもの保護者	1,200件	644件	53.7%
子どもの生活状況に関するアンケート調査	小学5年生の保護者	400件	206件	51.5%
	中学2年生の保護者	400件	202件	50.5%
	小学5年生のこども	400件	201件	50.3%
	中学2年生のこども	400件	191件	47.8%

※ 中学2年生調査のみ白紙回答が1件あり

(4) 調査結果の見方

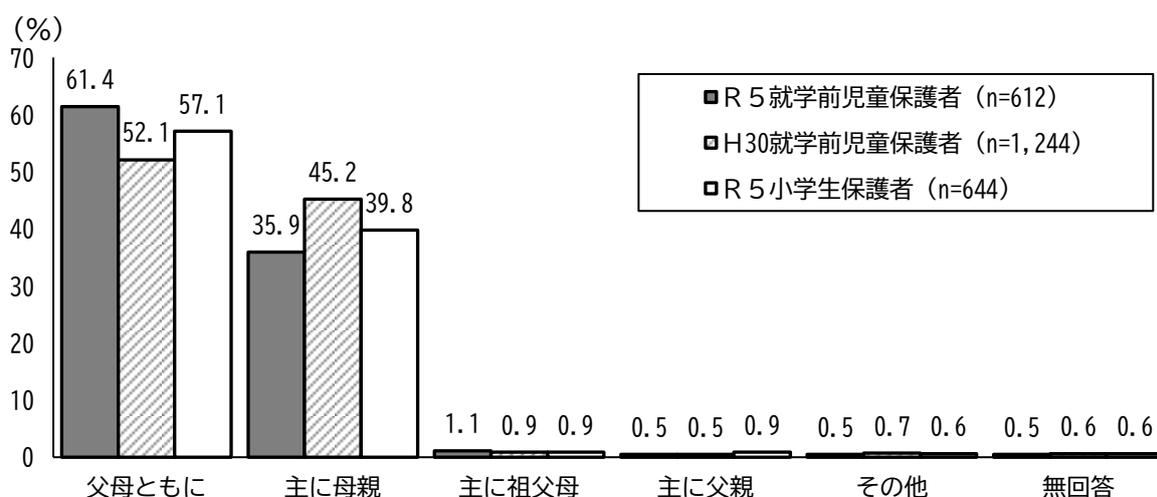
- ・ 回答すべき箇所に回答がないものは、「無回答」として扱っています。
- ・ 比率は全て百分率（％）で表し、小数点以下第二位を四捨五入して算出しているため、合計が100％にならない場合があります。また、複数回答については、回答者数を基数として百分率（％）で示しているため、合計値が100％にならない場合があります。
- ・ 回答合計の表記については、単一回答（1つに○）は「合計」、複数回答（あてはまるものすべてに○）は「回答者数」としています。

ア 子育て家庭の状況

①主に子育てをしている人

就学前児童の保護者及び小学生の保護者ともに「父母ともに」が最も多く、次いで「主に母親」となっています。就学前児童の保護者では、前回調査時点より「父母ともに」が9.3ポイント増加し、「主に母親」が9.3ポイント減少していることから、父親の子育てへの参加が進んでいることがうかがえます。

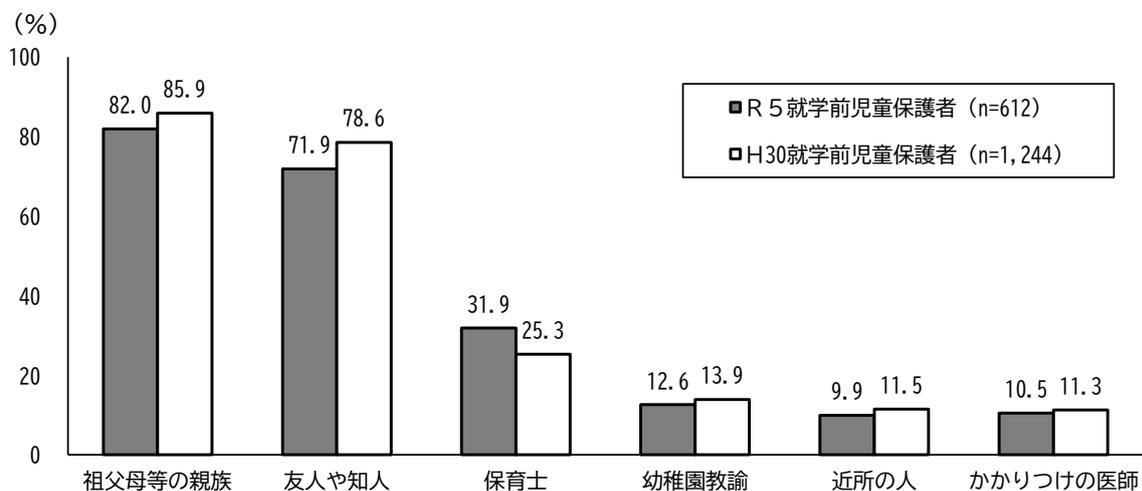
■主に子育てをしている人（複数回答可）



②気軽に相談できる人・場所

就学前児童の保護者で、気軽に相談できる人や場所が「いる／ある」と回答した人は87.1%（前回調査時も87.1%で同じ）となっており、その相談先の多くは、「祖父母等の親族」又は「友人や知人」となっています。

■相談できる人・場所が「いる／ある」と回答した方の主な相談先（複数回答可）



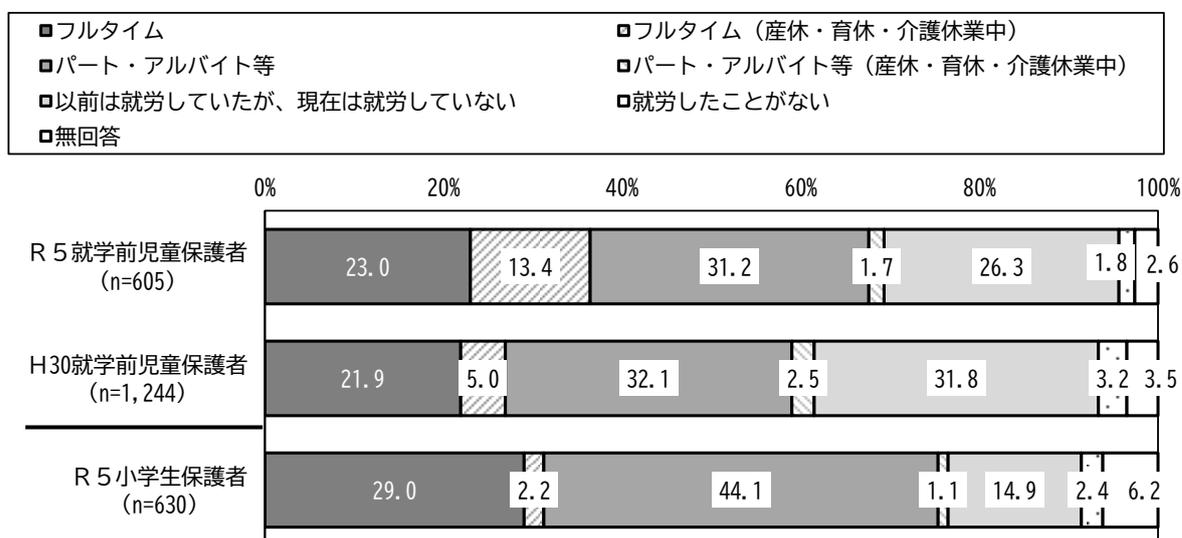
イ 母親の就労状況

就学前児童の母親は、産休・育休・介護休業中の人を合わせると69.3%が就労しており、前回調査時点の61.5%から、5年間で7.8ポイント増加しています。

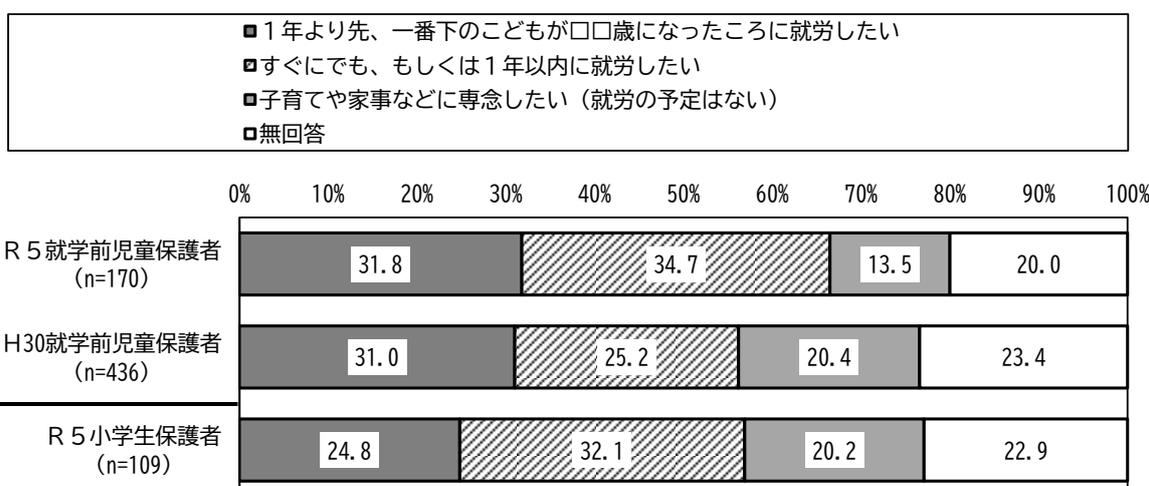
また、小学生の母親は、産休・育休・介護休業中の人を合わせると76.4%が就労しています。

また、就労していないと回答した母親のうち、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」と回答した保護者の割合が、就学前児童の保護者で34.7%と、前回調査時点の25.2%から9.5ポイント増加しており、就労を希望する母親が増えていることがわかります。

■母親の就労状況



■就労していない母親の就労希望



ウ 定期的な教育・保育事業の利用

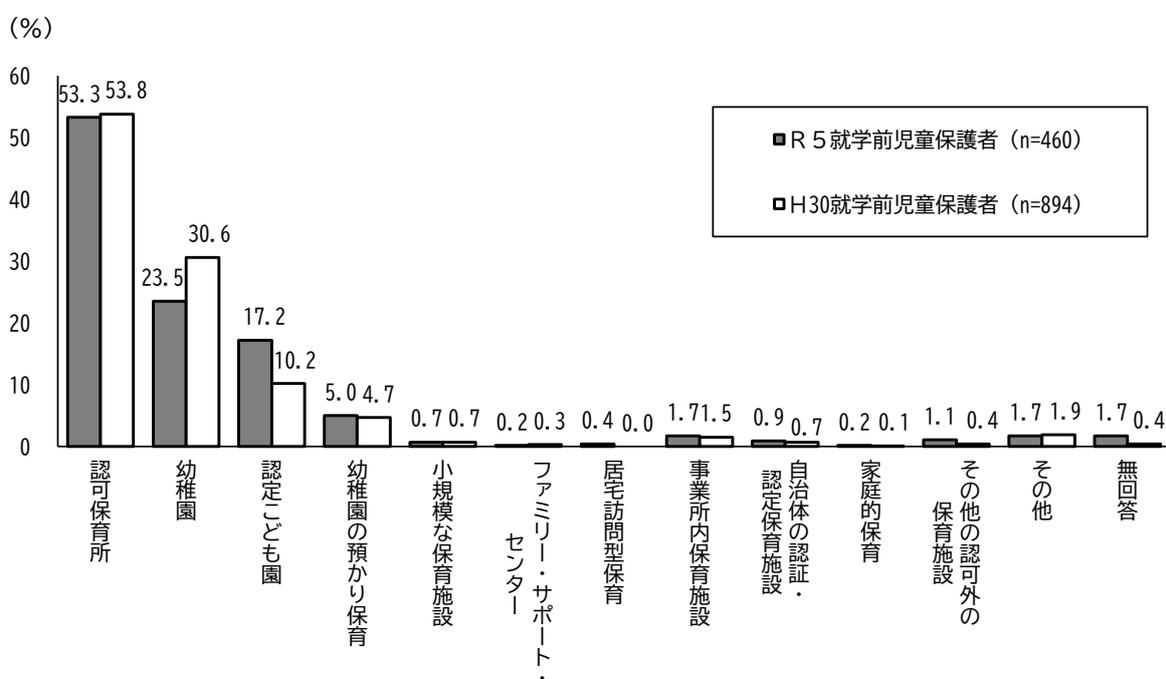
①利用状況

就学前児童の保護者で、定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した人は75.2%となり、前回調査時点（71.9%）から3.3ポイント増加しています。

現在利用している平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所」が53.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が23.5%、「認定こども園」が17.2%、「幼稚園の預かり保育」が5.0%となっています。

また、前回調査時点と比べて、「認定こども園」を利用している人の割合が増加しています。

■定期的な教育・保育事業を「利用している」と回答した方の利用事業（複数回答可）

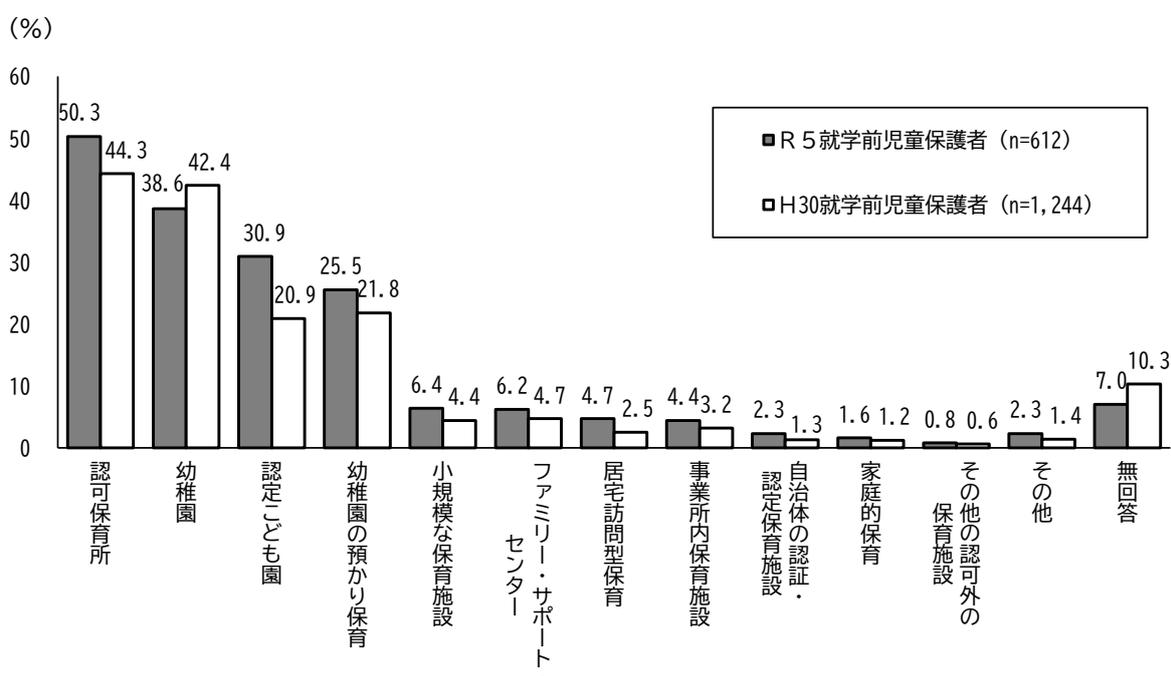


②利用希望

就学前児童の保護者が、今後利用したいと思っている平日の定期的な教育・保育の事業は、「認可保育所」が50.3%で最も多く、次いで「幼稚園」が38.6%、「認定こども園」が30.9%、「幼稚園の預かり保育」が25.5%となっており、特に、「幼稚園」、「認定こども園」及び「幼稚園の預かり保育」では、利用希望が現在の利用状況を上回る結果となっています。

また、前回調査時点と比べると、「認可保育所」、「認定こども園」、「幼稚園の預かり保育」などの利用希望が増加しています。

■定期的な教育・保育事業の利用希望（複数回答可）

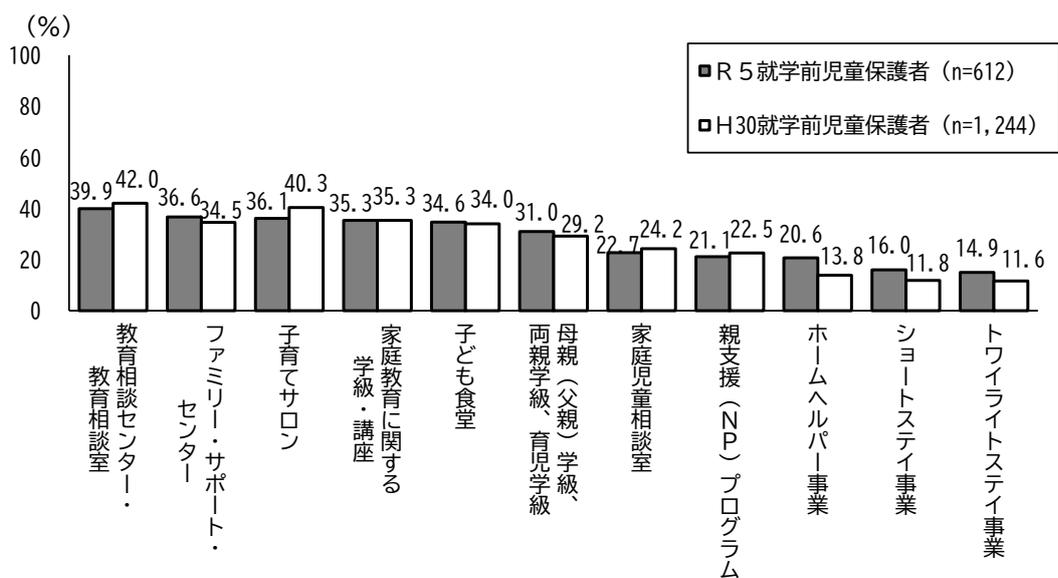
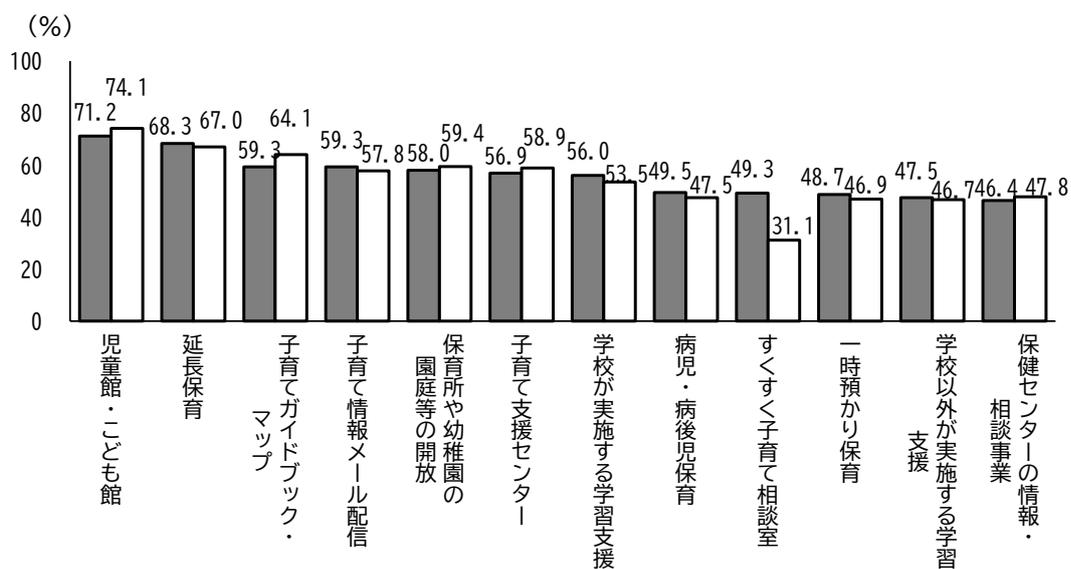


エ 各種事業の利用意向

就学前児童の保護者が、今後利用したいと思っている事業は、「児童館・こども館」が71.2%で最も多く、次いで「延長保育」が68.3%、「子育てガイドブック・マップ」及び「子育て情報メール配信」が59.3%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が58.0%となっています。

また、前回調査時点と比べると、「すくすく子育て相談室」、「ホームヘルパー事業」、「シヨートステイ事業」などで利用意向が増加しています。

■各種事業の利用意向（複数回答可）



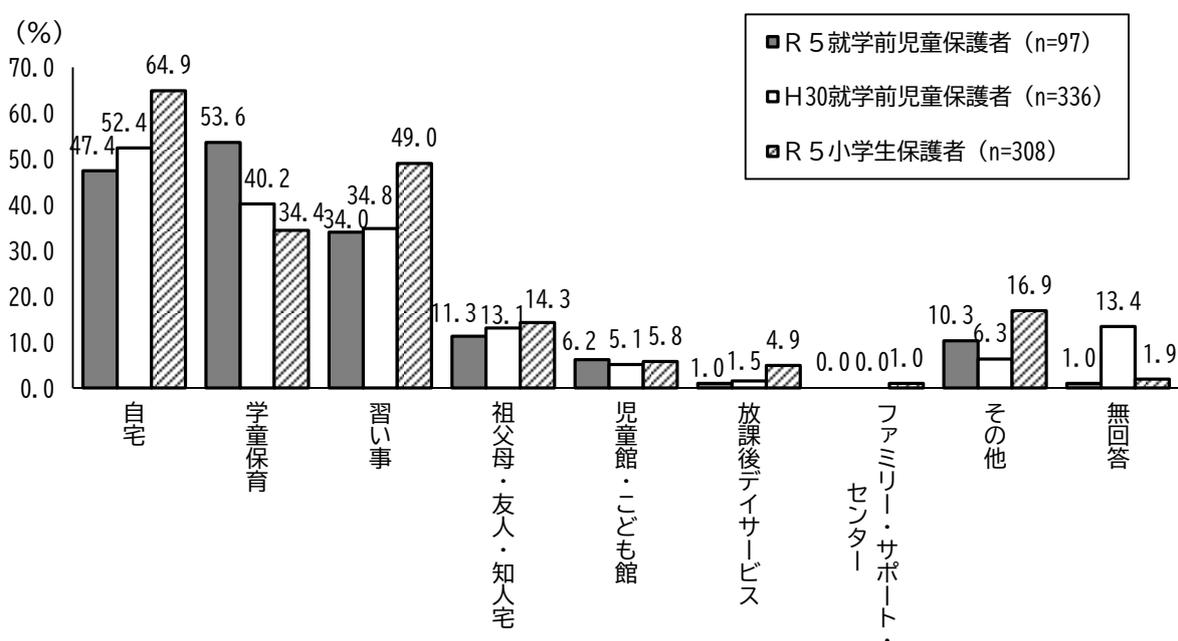
オ 放課後の過ごし方

①希望する低学年時の放課後の過ごし方

こどもの小学校低学年（1～3年生）時に希望する放課後の過ごし方について、就学前児童の保護者では「学童保育」が、小学生の保護者では「自宅」が最も多く過半数を占めています。

また、前回調査時点と比べて、就学前児童の保護者で「学童保育」を希望する人の割合が特に増加しています。

■希望する低学年時の放課後の過ごし方（複数回答可）

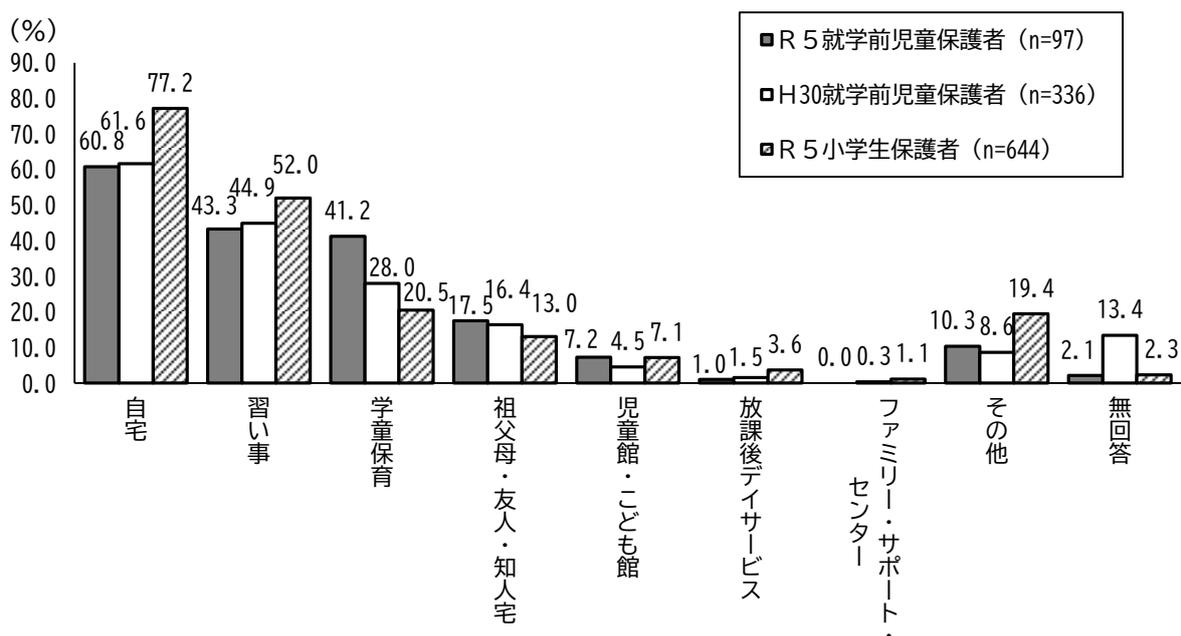


②希望する高学年時の放課後の過ごし方

就学前児童の保護者及び小学生の保護者ともに、こどもの小学校高学年（4～6年生）時に希望する放課後の過ごし方として、「自宅」や「習い事」と回答した人が多くなっています。

また、前回調査時点と比べて、就学前児童の保護者で「学童保育」を希望する人の割合が特に増加しています。

■希望する高学年時の放課後の過ごし方（複数回答可）



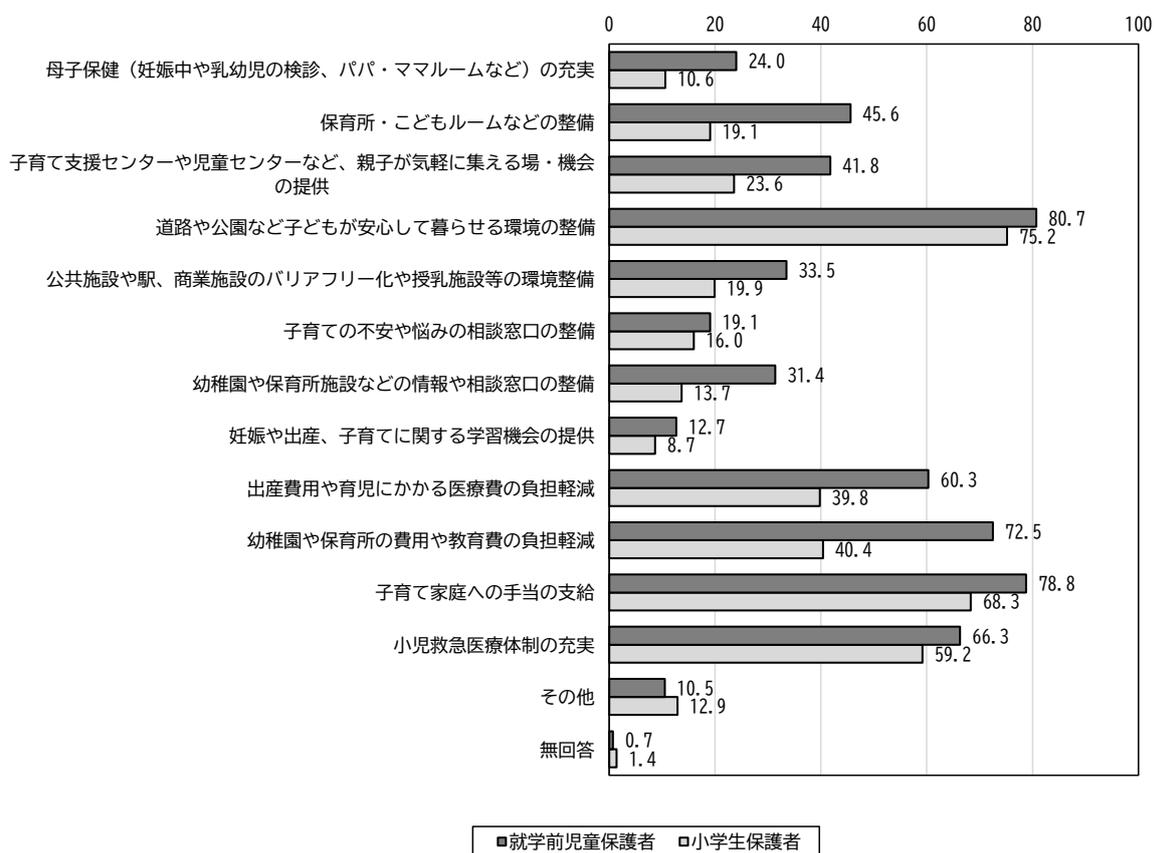
カ 充実させてほしい子育て支援

就学前児童の保護者が、充実させてほしいと期待している子育て支援は、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が80.7%で最も多く、次いで「子育て家庭への手当の支給」が78.8%、「幼稚園や保育所の費用や教育費の負担軽減」が72.5%となっています。

小学生の保護者では、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」が75.2%と最も多く、次いで「子育て家庭への手当の支給」が68.3%、「小児救急医療体制の充実」が59.2%となっています。

就学前児童及び小学生の保護者ともに、生活環境の整備や経済的な支援の充実への期待が高いことがわかります。

■充実させてほしい子育て支援



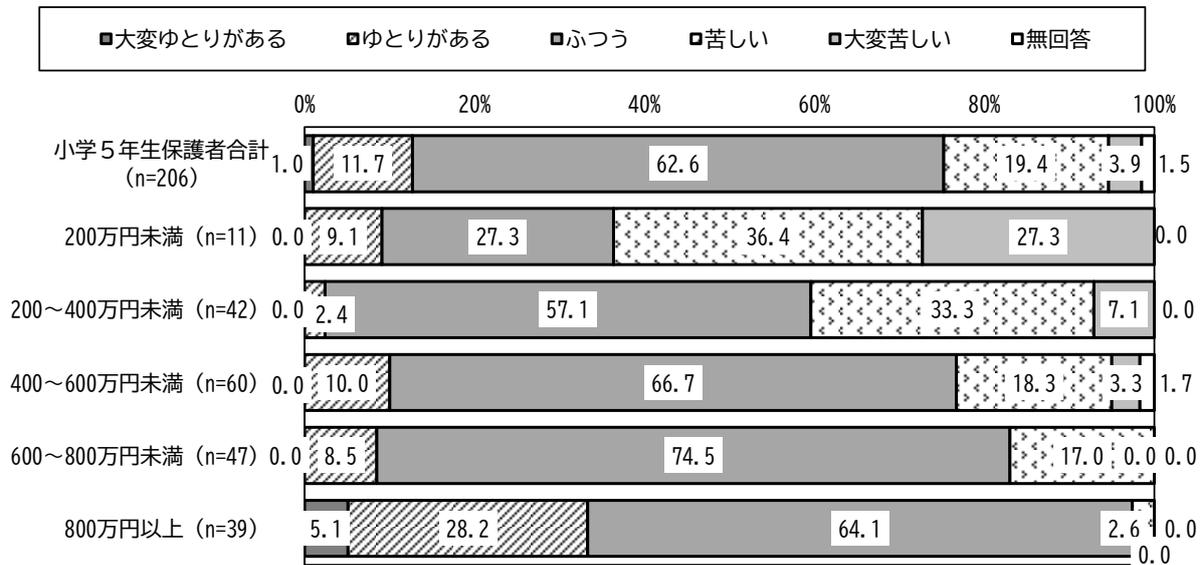
キ こどもの貧困対策

①現在の暮らしの状況

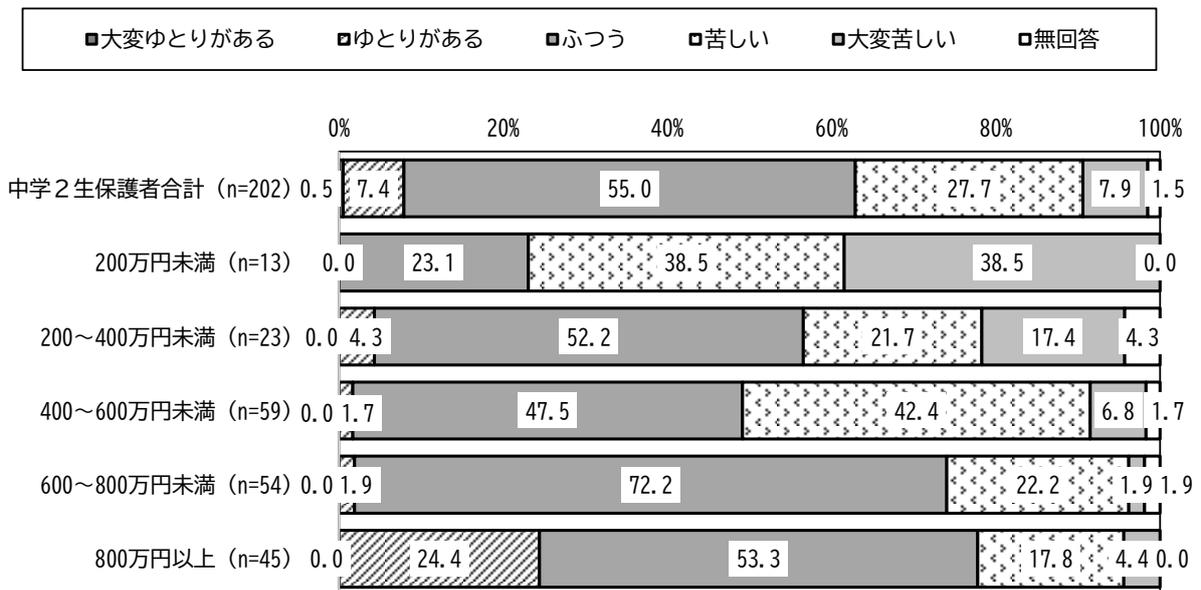
長引く物価高騰も重なり、暮らしが「苦しい」又は「大変苦しい」と感じている人が、小学5年生の保護者で23.3%、中学2年生の保護者で35.6%となっています。

収入が400万円以上の世帯は、いずれの保護者もほぼ過半数が「ふつう」と回答していますが、「200万円未満」の世帯では、「大変苦しい」又は「苦しい」と回答した人が小学5年生の保護者では63.7%、中学2年生の保護者では77%におよんでいます。

■小学5年生保護者



■中学2年生保護者

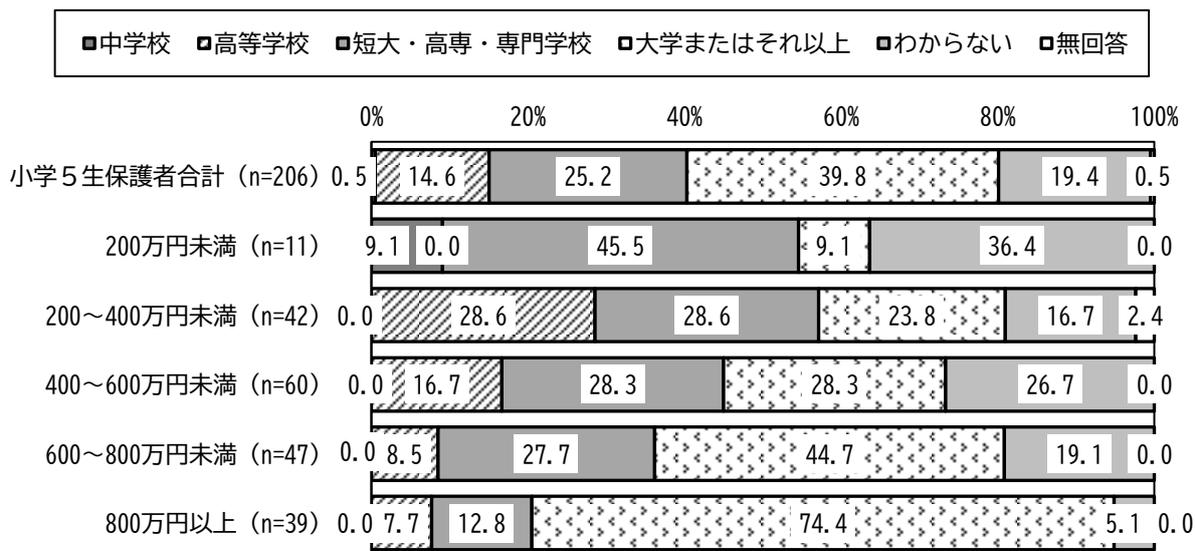


②こどもに受けさせたい教育

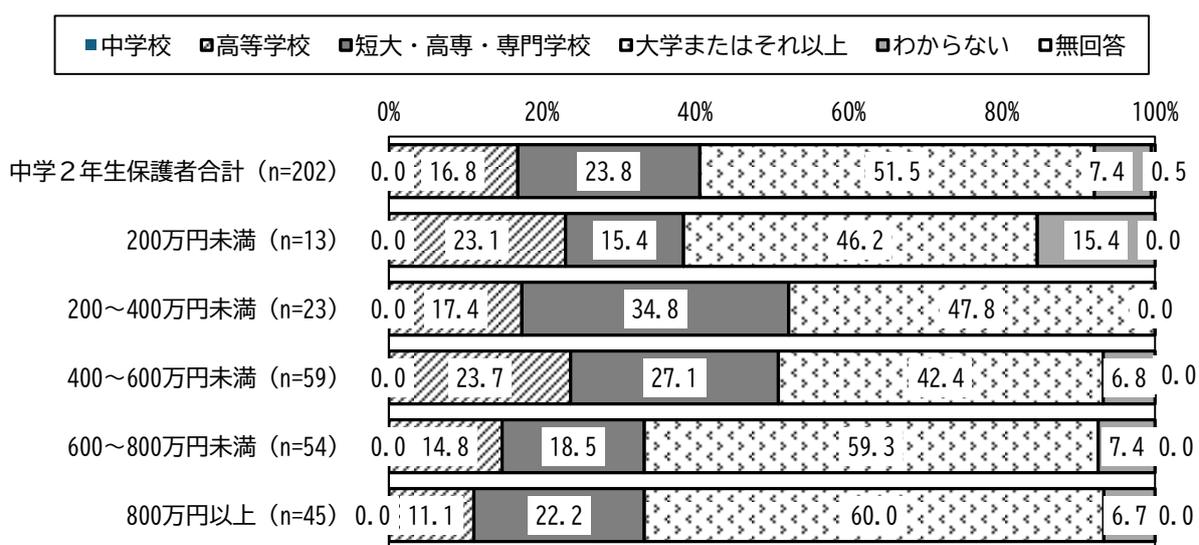
こどもに「大学またはそれ以上」の教育を受けさせたいと思っている保護者が、小学5年生の保護者で約40%、中学2年生の保護者で過半数となっています。

世帯年収が高いほど「大学またはそれ以上」が多く、世帯年収が低いほど「高等学校」や「短大・高専・専門学校」が多くなる傾向がみられ、親の経済状況がこどもの進学先に影響していることがうかがえます。

■小学5年生保護者



■中学2年生保護者



ク 最近1か月の気持ち

小学5年生の保護者及び中学2年生の保護者ともに、「神経過敏に感じた」、「何をするのも面倒だと感じた」と回答した人が約1割います。

世帯年収が低い世帯ほど、また、暮らしの状況が「苦しい」と回答した世帯ほど、このように感じる人の割合が高くなる傾向がみられます。

■小学5年生保護者

単位：%

		神経過敏に感じた	絶望的だと感じた	そろそろ、落ち着かなく感じた	気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じた	何をするのも面倒だと感じた	自分は価値のない人間だと感じた	無回答
小学5年生保護者 (n=206)		11.2	4.4	5.8	4.9	12.6	6.3	3.0
世帯年収	200万円未満 (n=11)	45.5	36.4	18.2	18.2	18.2	9.1	-
	200～400万円未満 (n=42)	16.7	9.5	14.3	11.9	16.7	11.9	14.3
	400～600万円未満 (n=60)	13.3	1.7	6.7	5.0	10.0	6.7	-
	600～800万円未満 (n=47)	6.4	-	-	-	17.0	4.3	-
	800万円以上 (n=39)	-	-	-	-	7.7	2.6	-
暮らしの状況	ゆとりあり (n=26)	7.7	-	-	-	3.8	3.8	-
	普通 (n=129)	7.8	1.6	4.7	2.3	10.9	3.9	4.7
	苦しい (n=48)	20.8	14.6	12.5	14.6	22.9	14.6	-

■中学2年生保護者

単位：%

		神経過敏に感じた	絶望的だと感じた	そろそろ、落ち着かなく感じた	気分が沈み込んで、何が起こっても気が晴れないように感じた	何をするのも面倒だと感じた	自分は価値のない人間だと感じた	無回答
中学2年生保護者 (n=202)		12.9	5.0	5.4	5.0	10.4	4.5	6.7
世帯年収	200万円未満 (n=13)	38.5	15.4	15.4	30.8	15.4	15.4	38.5
	200～400万円未満 (n=23)	17.4	17.4	8.7	8.7	17.4	13.0	21.7
	400～600万円未満 (n=59)	10.2	-	-	1.7	10.2	-	-
	600～800万円未満 (n=54)	13.0	3.7	7.4	3.7	7.4	5.6	3.7
	800万円以上 (n=45)	4.4	2.2	4.4	2.2	6.7	2.2	2.2
暮らしの状況	ゆとりあり (n=16)	6.3	6.3	6.3	-	12.5	-	-
	普通 (n=111)	9.0	2.7	2.7	1.8	9.0	3.6	7.2
	苦しい (n=72)	20.8	8.3	9.7	11.1	12.5	6.9	15.3

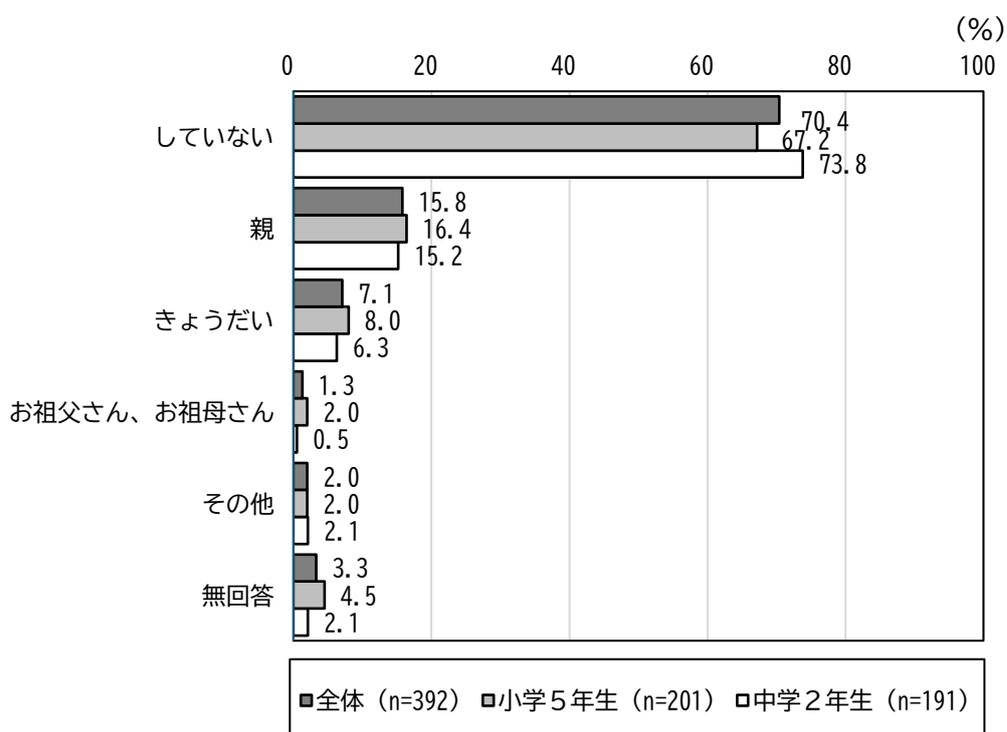
ケ ヤングケアラーの状況

①家族の世話や家事の実施の有無等

普段、大人に代わって家族の世話や家事を「している」こどもが、小学5年生で28.3%、中学2年生で24.1%います。※

また、家族の世話等をしている場合の世話の対象は、小学5年生及び中学2年生ともに「親」が16%前後で最も多く、次いで「きょうだい」となっています。

■ケアの有無及び対象

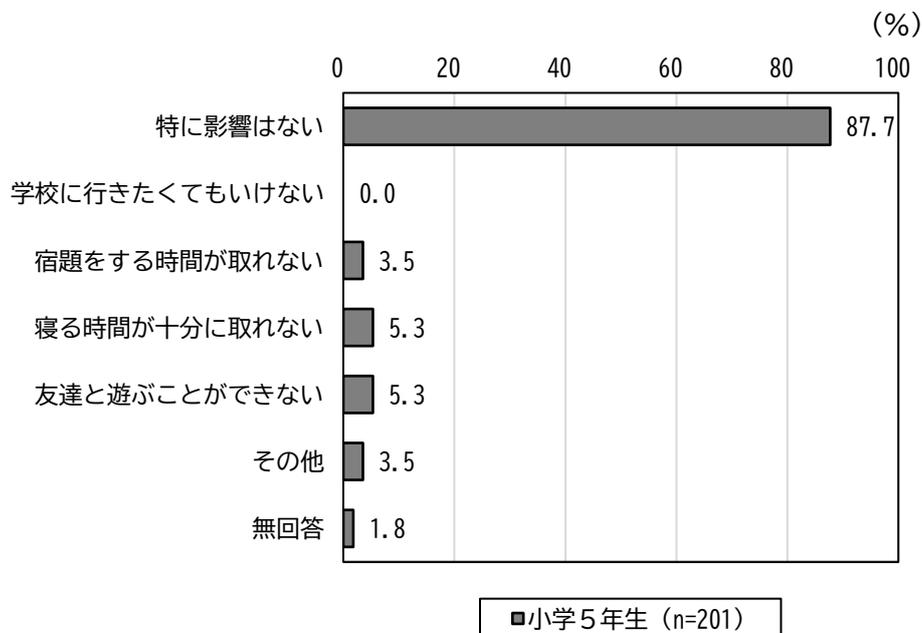


※ ヤングケアラーについては、子ども・若者育成支援推進法で「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」とされていますが、市のアンケート調査では、設問の文章を「あなたは、ふだん（月曜日～日曜日）おとなの人に代わって、家族のお世話や家事をしていますか。」として調査を行ったため、上記の調査結果には、法律上のヤングケアラーには該当しない一般的な手伝いをしているこどもが相当数含まれている可能性があります。

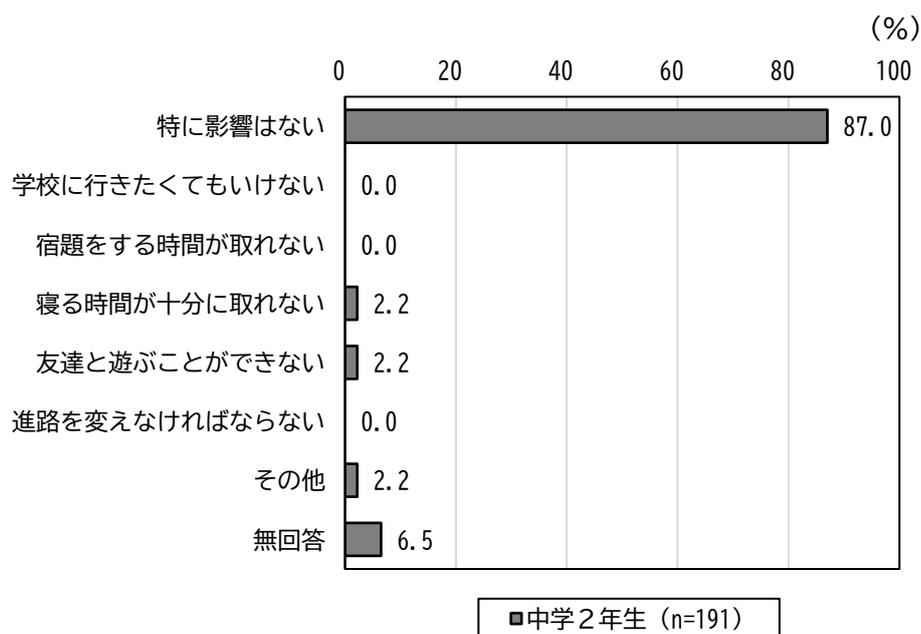
②家族の世話をしていることによる影響

家族の世話をしていると回答したこどものうち、「寝る時間が十分に取れない」又は「友達と遊ぶことができない」と回答したこともが、小学5年生でそれぞれ5.3%、中学2年生でそれぞれ2.2%います。

■小学5年生



■中学2年生



6 第2期計画の達成状況

(1) 計画全体及び基本目標ごと

令和5年度における「第2期加須市子ども・子育て支援計画」の目標値の達成率は、計画全体で78%となっています。

基本目標ごとでは、全ての基本目標で7割以上の達成率となっており、なかでも、「2 親と子の健康づくり」、「3 ワーク・ライフ・バランスの子育て支援」、「6 子どもの貧困対策の推進」では、達成率が80%超と高くなっています。

その他の基本目標では、達成率が80%未満となっていますが、「4 教育環境の充実」と「5 安全で安心な生活環境の充実」では、達成率が年々上昇しており、おおむね順調に推移しています。

■第2期加須市子ども・子育て支援計画の目標値の達成率（令和2～5年度）

基本目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 子育て家庭への人的・経済的支援	80%	66%	77%	70%
2 親と子の健康づくり	67%	64%	79%	82%
3 ワーク・ライフ・バランスの子育て支援	87%	79%	87%	87%
4 教育環境の充実	59%	68%	74%	79%
5 安全で安心な生活環境の充実	68%	70%	73%	76%
6 子どもの貧困対策の推進	84%	82%	91%	84%
合計	75%	70%	79%	78%

※ 計画全体又は基本目標ごとの達成率は、計画全体又はそれぞれの基本目標に属する事業のうち、目標値を「達成」又は「おおむね達成」した事業がどれくらいあったかを表しています。

(2) 各基本目標に係る主要施策ごと

基本目標1の「(1) 地域での子育て家庭への支援」、基本目標4の「(3) 家庭教育への支援」及び基本目標5の「(2) 子どもの遊びの場の確保」で、目標値の達成率が低くなっています。

		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
基本目標1 子育て家庭への人的・経済的支援					
	(1) 地域での子育て家庭への支援	61%	39%	61%	47%
	(2) 幼児教育・保育の無償化	93%	86%	86%	93%
	(3) 子育て家庭への経済的支援の充実	100%	89%	96%	92%
	(4) 要保護児童への相談体制の強化	80%	69%	77%	69%
基本目標2 親と子の健康づくり					
	(1) 親と子の健康づくり	65%	58%	77%	81%
	(2) 保健医療の充実	71%	86%	86%	86%
基本目標3 ワーク・ライフ・バランスの子育て支援					
	(1) 仕事と子育ての両立	79%	71%	82%	78%
	(2) 子育て安心プランの推進	100%	87%	93%	100%
	(3) 新・放課後子ども総合プランの推進	100%	100%	100%	100%
基本目標4 教育環境の充実					
	(1) 学校教育の充実	72%	78%	84%	88%
	(2) 幼児教育の充実	73%	100%	91%	91%
	(3) 家庭教育への支援	36%	40%	52%	64%
基本目標5 安全で安心な生活環境の充実					
	(1) 安全で安心なまちづくり	79%	90%	90%	90%
	(2) 子どもの遊び場の確保	53%	43%	50%	57%
基本目標6 子どもの貧困対策の推進					
	(1) 子どもの貧困対策	84%	82%	91%	84%

※ 主要施策ごとの達成率は、各主要施策に属する事業のうち、目標値を「達成」又は「おおむね達成」した事業がどれくらいあったかを表しています。

7 主な課題と対応

(1) 国の動向、社会の状況、統計データなどから

①少子化、晩婚化などへの対策

婚姻数や出生数が減少する中、結婚・出産の希望が叶えられない大きな理由として、仕事の問題、経済的事情、適当な相手にめぐり会わないことなどが挙げられています。

必要な対応

若い世代の人が結婚や出産に希望を持てるとともに、結婚や出産を望む人の希望を実現するための支援や環境づくりを推進する必要があります。

②社会問題化しているこどもの事故、虐待、犯罪被害などへの対策

こどものインターネット利用の低年齢化の中での犯罪被害や自殺、交通事故、児童虐待などが社会問題化しています。

必要な対応

こどもを犯罪被害や自殺、交通事故、虐待などから守るための教育や、SOSを早期に把握し支援する相談体制やネットワークの強化に取り組む必要があります。

③こども基本法の理念の実現

こども基本法が施行され、法の基本理念にのっとり、こどもの状況に応じた施策を策定、実施することが地方公共団体の責務となりました。

必要な対応

こどもの意見形成や意見表明の機会の確保、誰一人取り残さないきめ細やかな支援、こどもの成長や子育てを支えるやさしい社会づくりなどを推進する必要があります。

(2) アンケート調査の結果から

①教育・保育のニーズへの対応

「認可保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、「幼稚園の預かり保育」について、高い利用ニーズがあります。特に、「幼稚園」、「認定こども園」及び「幼稚園の預かり保育」では、現在の利用状況を上回る利用ニーズとなっています。

必要な対応

教育・保育の提供体制の維持及び質の向上を図っていく必要があります。

②ヤングケアラー対策

大人に代わって、家事や家族の世話をしているこどもが2割以上おり、このうち、家族の世話をしていることで自分の生活に影響が出ているこどもが約1割います。

必要な対応

こうしたこどもや家庭を早期に発見・把握し、必要な支援につなげていく必要があります。

③子育て世帯への経済的支援

約3割の保護者が、現在の暮らしの状況を「苦しい」と回答しています。特に、収入が「200万円未満」の世帯では、その割合が約7割に及んでいます。

必要な対応

児童手当や医療費助成等の経済的支援や、教育や保護者の就労支援等、様々な角度から対策を講じる必要があります。

④こどもの居場所・遊びの場の確保・充実

約8割の保護者が、市に充実を期待する子育て支援として、「道路や公園など子どもが安心して暮らせる環境の整備」を挙げています。

必要な対応

新たな居場所等を創出するとともに、既存の居場所等が、こどもにとってより良い居場所等となるようにするための環境整備や質の向上に取り組む必要があります。

(3) 第2期計画の実施状況から

①達成率が低い施策の強化

新型コロナウイルス感染症の流行に伴う社会活動の制限等が行われたことによる影響もありますが、第2期計画の主要施策のうち、地域や家庭等と連携して実施する啓発活動や学習・スポーツ等の交流機会の提供等の取組を比較的多く含む施策で、目標値の達成率が低くなっています。

必要な対応

地域全体でこどもの育ちや子育てを支えていくための人材を確保し、多様な担い手による活動を推進していく必要があります。

第4章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

◇◆基本理念◆◇

こどもを産み育てることに喜びを実感できるまち・

こどもや若者が夢や希望をもって成長し活躍できるまちをつくる

こどもや若者が尊厳を重んぜられ、自身の希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになることや、こどもを産みたい、育てたいと考える人の希望が叶うことは、少子化・人口減少の流れを変えとともに、社会経済の持続可能性を高めることにつながります。

本市では、この基本理念の下に、市民の皆様、地域の団体の皆様、こども・子育てに関わる関係機関の皆様との協働によって、様々な施策をきめ細やかに実施し、「こどもを産み育てることに喜びを実感できるまち」、「こどもや若者が夢や希望を持って成長し活躍できるまち」の実現を目指します。

2 基本目標

基本目標1 ワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進する

夫婦が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援する社会となるよう、男性の家事・子育てへの参画意識を高めるとともに、組織において育児休業等を取得しやすい就労環境や組織風土が実現されるようにするための啓発等に取り組みます。

基本目標2 こども・若者の育ちの「支え手」を増やす

地域や家庭において、こども・若者の健やかな育ちや子育てへの支援に携わる担い手の確保に努めるとともに、これらの支援に携わっている多様な担い手との連携を強化します。

基本目標3 結婚・出産の希望を実現させる

少子化の進行に歯止めをかけるとともに、結婚や出産を希望しながら叶えることが困難な状況にある人の希望を実現するため、若い世代が結婚・出産に希望を持てる環境の整備や、結婚・出産の希望を叶えるための支援を行います。

基本目標4 親と子の健康を支える

親と子の健康を守るための支援を、妊娠から子育てまで切れ目なく提供します。

また、親と子が必要な医療を受けることができるよう、医療の提供体制の充実に努めるとともに、医療に係る経済的負担を軽減する取組を推進します。

基本目標5 こども・若者が意見を表明しやすい環境をつくる

全てのこどもが、個人として尊重され、常にこどもの最善の利益が第一に考えられる社会とするため、こどもの人権に関する教育を推進するとともに、こどもが自由に意見を表明しやすい環境づくりと機運の醸成に取り組みます。

基本目標6 こども・若者の居場所や多様な体験の機会をつくる

こどもや若者が、安全に安心して過ごせる居場所づくりを推進します。

また、成年年齢を迎える前に必要となる知識の習得や多様な体験を積むための教育、活動の場の提供などに取り組みます。

基本目標7 「子育て」・「子育て」を支える

利用ニーズが高い幼児教育・保育の提供体制を確保するとともに、質の向上を図ります。
また、家庭教育への支援及び学校教育の充実を図るとともに、子育てにかかる経済的負担を軽減する取組を推進します。

基本目標8 こども・若者、子育てにやさしい環境をつくる

地域全体でこども・若者や子育て当事者を支える気運を醸成します。
また、行政手続におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進や子育て中の人どうしの交流機会の創出など、安心して子育てできる環境の整備に取り組みます。

基本目標9 困難な状況にあるこどもや若者の暮らしを支える

こどもや若者の未来が、生まれ育った環境によって左右されないことがないよう、こどもの貧困対策を総合的に推進するとともに、ひきこもりや不登校、障がいのあるこども・若者などへの支援に取り組みます。

基本目標10 児童虐待からこどもを守る

子育てに困難を感じている家庭やこどものSOSを早期に把握し、地域のネットワークと一体となって児童虐待の防止に取り組む体制を強化するとともに、関係機関と連携し、養育環境の改善や親子関係の再構築、家庭復帰の支援などに取り組みます。

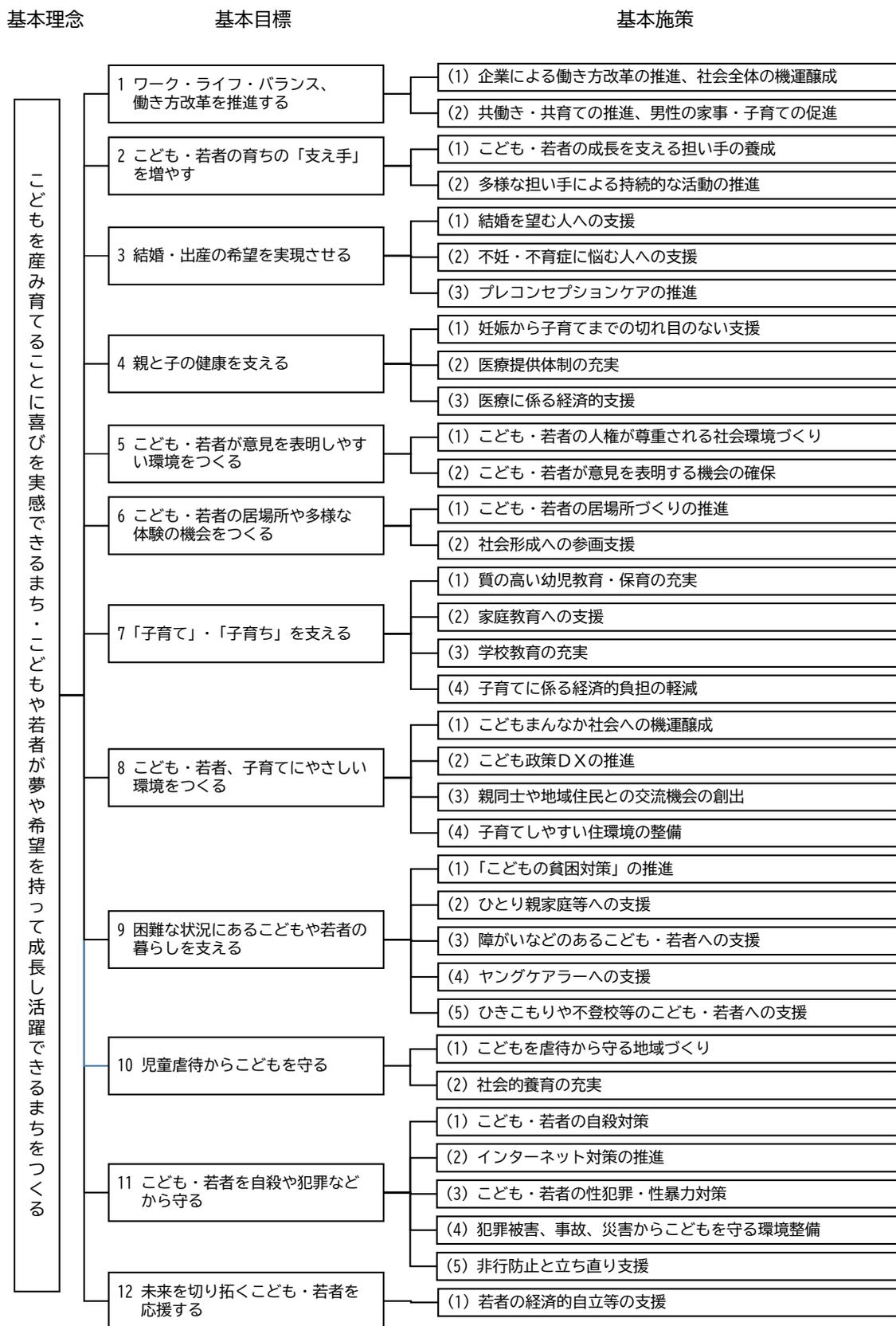
基本目標11 こども・若者を自殺や犯罪などから守る

こどもや若者の生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があること等を踏まえ、こどもや若者の生命を守り、犯罪や事故、災害などから安全を確保するための対策を推進します。

基本目標12 未来を切り拓くこども・若者を応援する

若者が、将来への展望を持って生活できるような環境を整備するため、ハローワーク等と連携し、新規就労や離職後の再就職に向けた支援、経済的自立に向けた支援等を行います。

3 施策の体系



4 SDGsの取組

SDGs（持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための国際目標であり、平成27年9月に国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

このSDGsは、発展途上国だけでなく、先進国も含めたすべての国々、人々を対象としており、令和12年までに持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成されています。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、達成に向けてすべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。

国では、平成28年に内閣に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

この計画を推進していくに当たり、関連する項目を位置付け、意識的に取り組みます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(中扉)

第2編 施策の展開

(空白頁)

基本目標1 ワーク・ライフ・バランス、働き方改革を推進する

- (1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の機運醸成

具体的な取組内容は、検討中

- (2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

具体的な取組内容は、検討中

基本目標2 こども・若者の育ちの「支え手」を増やす

- (1) こども・若者の成長を支える担い手の養成

具体的な取組内容は、検討中

- (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

具体的な取組内容は、検討中

基本目標3 結婚・出産の希望を実現させる

(1) 結婚を望む人への支援

具体的な取組内容は、検討中

(2) 不妊・不育症に悩む人への支援

具体的な取組内容は、検討中

(3) プレコンセプションケアの推進

具体的な取組内容は、検討中

基本目標4 親と子の健康を支える

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

具体的な取組内容は、検討中

(2) 医療提供体制の充実

具体的な取組内容は、検討中

(3) 医療に係る経済的支援

具体的な取組内容は、検討中

基本目標5 子ども・若者が意見を言いやすい環境をつくる

(1) 子ども・若者の人権が尊重される社会環境づくり

具体的な取組内容は、検討中

(2) 子ども・若者が意見を表明する機会の確保

具体的な取組内容は、検討中

基本目標6 子ども・若者の居場所や多様な体験の機会をつくる

(1) 子ども・若者の居場所づくりの推進

具体的な取組内容は、検討中

(2) 社会形成への参画支援

具体的な取組内容は、検討中

基本目標7 「子育て」・「子育て」を支える

(1) 質の高い幼児教育・保育の充実

具体的な取組内容は、検討中

(2) 家庭教育への支援

具体的な取組内容は、検討中

(3) 学校教育の充実

具体的な取組内容は、検討中

(4) 子育てに係る経済的負担の軽減

具体的な取組内容は、検討中

基本目標8 こども・若者、子育てにやさしい環境をつくる

(1) こどもまんなか社会への機運醸成

具体的な取組内容は、検討中

(2) こども政策DXの推進

具体的な取組内容は、検討中

(3) 親同士や地域住民との交流機会の創出

具体的な取組内容は、検討中

(4) 子育てしやすい住環境の整備

具体的な取組内容は、検討中

基本目標9 困難な状況にある子どもや若者の暮らしを支える

(1) こどもの貧困対策の推進

具体的な取組内容は、検討中

(2) ひとり親家庭等への支援

具体的な取組内容は、検討中

(3) 障がいなどのある子ども・若者への支援

具体的な取組内容は、検討中

(4) ヤングケアラーへの支援

具体的な取組内容は、検討中

(5) ひきこもりや不登校等の子ども・若者への支援

具体的な取組内容は、検討中

基本目標10 児童虐待から子どもを守る

(1) 子どもを虐待から守る地域づくり

具体的な取組内容は、検討中

(2) 社会的養育の充実

具体的な取組内容は、検討中

基本目標 11 こども・若者を自殺や犯罪などから守る

(1) こども・若者の自殺対策

具体的な取組内容は、検討中

(2) インターネット対策の推進

具体的な取組内容は、検討中

(3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

具体的な取組内容は、検討中

(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

具体的な取組内容は、検討中

(5) 非行防止と立ち直り支援

具体的な取組内容は、検討中

基本目標 12 未来を切り拓くこども・若者を応援する

(1) 若者の経済的自立等支援

具体的な取組内容は、検討中

(中扉)

第3編 教育・保育及び地域子ども・子育て支援 事業の提供体制の確保等

(中扉裏面)

第1章 幼児教育・保育に関する基本的な考え方

1 幼児教育・保育の認定区分

「幼稚園」、「保育所」、「認定こども園」、「小規模保育等」の幼児教育・保育を利用するこどもについては、次のとおり3つの認定区分が設けられており、この区分に基づいて施設型給付を行います。

施設型給付費は、利用者（保護者）へ支払う制度となっていますが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、実際は「法廷代理受領」が行われ、施設へ直接支払われます。

認定区分	給付内容	利用する施設・事業
1号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 2号認定こども以外のもの (子ども・子育て支援法第19条第1項第1号)	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定こども 満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定め る事由により家庭において必要な保育を受ける ことが困難であるもの (子ども・子育て支援法第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
3号認定こども 満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、 保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定め る事由により家庭において必要な保育を受ける ことが困難であるもの (子ども・子育て支援法第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

2 幼児教育・保育の無償化

幼児教育・保育の無償化は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子高齢化対策の観点などから実施するもので、令和元年10月から実施しています。

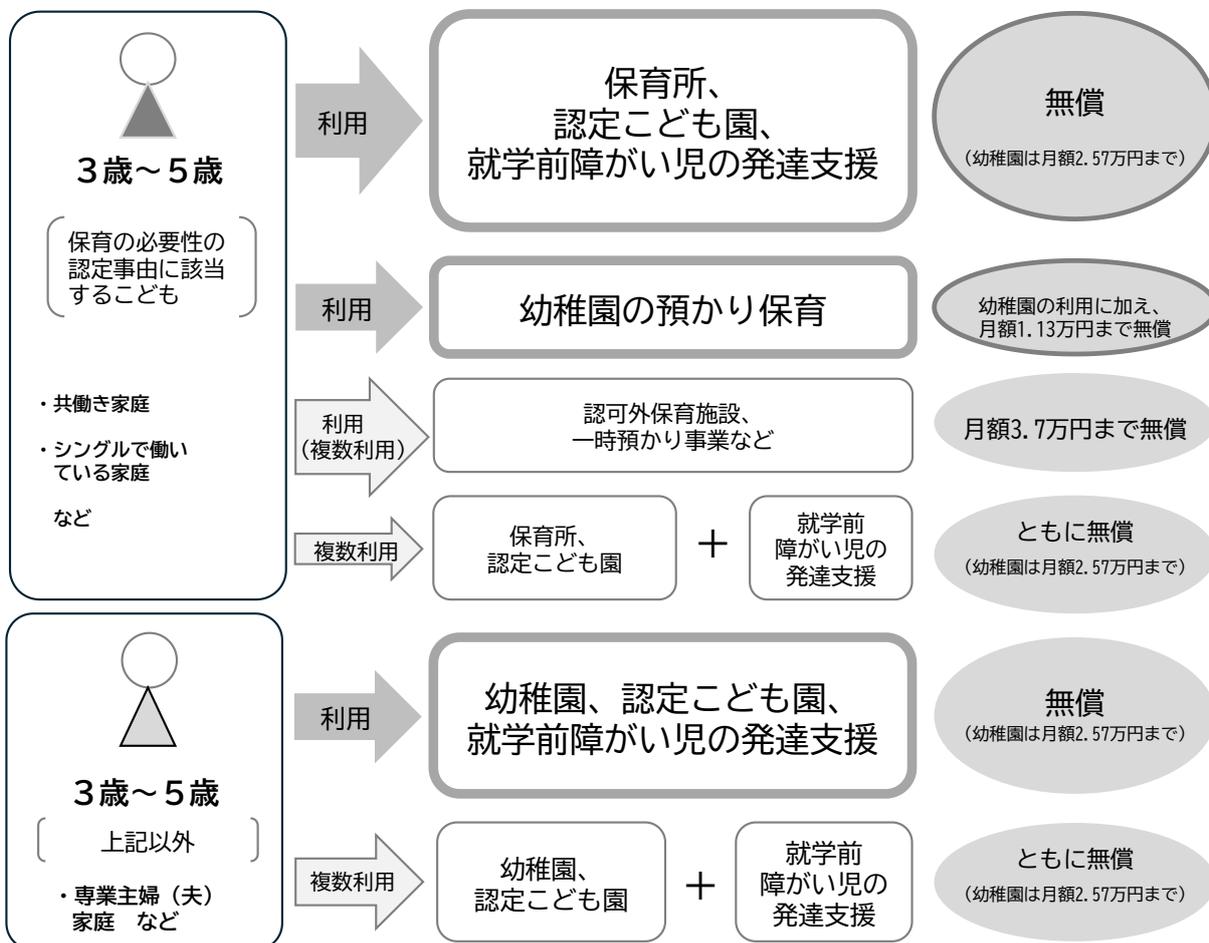
対象	無償化の内容
幼稚園、保育所、認定こども園等	<ul style="list-style-type: none"> ○幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのこどもの利用料が無料になります。 ○0歳から2歳までのこどもについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無料になります。 ○幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無料になります。
幼稚園の預かり保育	<ul style="list-style-type: none"> ○新たに保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無料になります。
認可外保育施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○3歳から5歳までのこどもは月額3.7万円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯のこどもは月額4.2万円までの利用料が無料になります。 ○認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業も無償化の対象となります。
就学前の障がい児の発達支援	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の障がい児の発達支援を利用する3歳から5歳までのこどもの利用料が無料になります。 ○幼稚園、保育所、認定こども園等も利用する場合は、ともに無償化の対象となります。

【0、1、2歳児の保育の無償化について】

0、1、2歳児の保育料の無償化については、少子化対策としての国の施策の方向性や施策の有効性などを勘案しながら検討していきます。

幼児教育・保育の無償化

(1) 保育料



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となる(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)

(2) 保護者負担

- ・送迎バス利用費
- ・遠足等の行事費 及び 教材費等
- ・給食費

└─ 主食費

└─ 副食費 (これまで保育料に含まれていたが、保護者から徴収となる)

副食費は国の制度で低所得者世帯と多子世帯(第3子以降)は免除される。ただし、多子の数え方が幼稚園と保育所で異なり、幼稚園は小学校3年生までの兄弟から数え、保育所は小学校就学前の兄弟から数える。

加須市では、保育所の多子の範囲を拡大し、幼稚園と同じく小学校3年生から数えて第3子以降の副食費を月額4,800円*を上限に補助。

※ただし、公定価格上の副食費徴収免除加算額が変更となった場合、その同額を上限とする。

3 幼児教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児の発達段階を踏まえつつ、保・幼・小・中の遊びから学びへの連続性を意識した自発的な遊びの内容や方法を工夫することで、こどもが主体的、積極的に学ぼうとする力を育てていきます。

幼稚園、保育所の園児による小学校での授業体験や行事への参加、保育所と幼稚園の保育交流など、こども同士の交流活動を進めていきます。

また、公私立保育所の保育士、市立幼稚園及び小・中学校の教職員が、授業参観等を通して、こどもの学びや育ちを理解し、5歳児から小学校1、2年生への架け橋期を通じて育ってほしい姿を語り合う場をつくっていきます。

(1) リンクミーティング（中学校区合同会議）では、公私立の保育所、幼稚園、小学校、中学校の保育士、教職員、保護者が参加し、幼児教育・保育及び義務教育への理解を含め、学びの連続性を意識した一貫性のある教育を推進するため協議を行います。

(2) 市立幼稚園の公開保育に、市立保育所（園）の保育士や小学校の教職員が参加し、保育参観及び研究協議を行うことで、校種ごとの学びの特色について理解し、こどもの発達段階に応じた教育・保育のあり方を考察します。

(3) 「公私立保育所（園）公立幼稚園職員合同研修会」を実施し、保育環境や指導方法を共有し、相互の保育の質の向上と小学校への円滑な接続を図ります。

(4) 幼児教育・保育のニーズや地域の実情に合わせ、市内の私立保育所・幼稚園が認定こども園への移行を希望する場合は、必要な支援を実施するとともに、市立幼稚園の認定こども園化も視野に入れ、検討していきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付（幼児教育・保育の無償化）の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、公正かつ適正な支給を確保するため、市内の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行います。

また、市の指導監督や立ち入り調査等の実施に当たっては、同一の教育・保育施設等に対して複数の法令や基準等の内容が密接に関連することが見込まれることから、県と相互に連携して対応する等、効率的・効果的に実施するよう努めます。

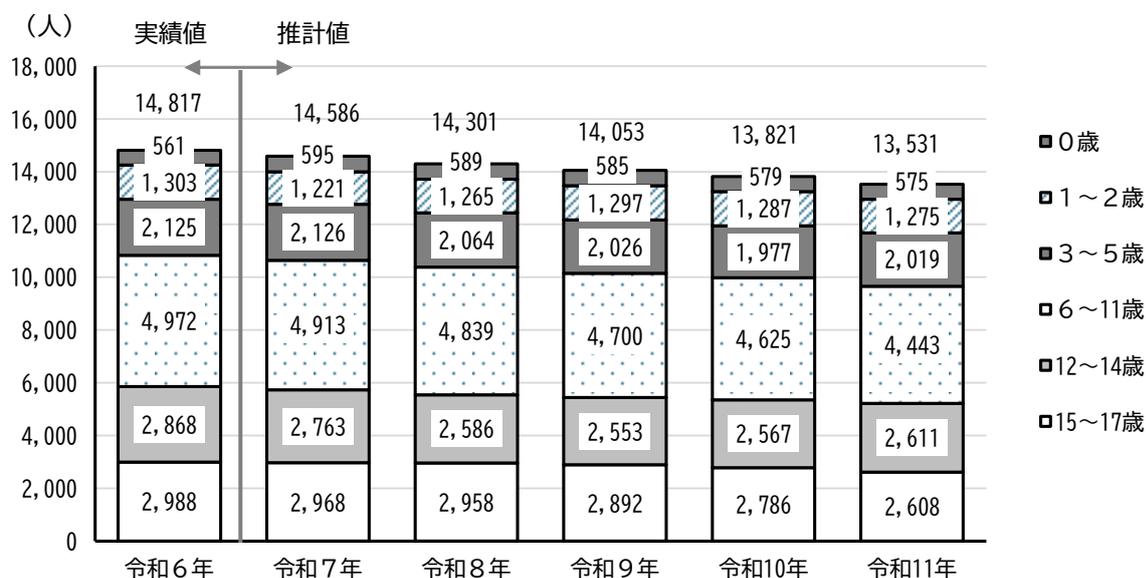
また、市が県よりも先に重大事故の発生又はこどもの生命・心身への重大な被害が生じる恐れがある状態を発見した場合は、速やかに県に情報提供を行うとともに、安全確保のため一刻も早い危険の除去に努めます。

5 児童数の見込み

本計画の対象となる児童の見込みについては、令和2年から令和6年までの住民基本台帳人口データ（各年4月1日現在）を用いて、コーホート変化率法（同じ期間に生まれた集団について、過去における実績人口の動勢から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）により、計画の最終年度である令和11年までの推計を行っています。

0歳から17歳の児童数は、総体的に減少することが予測され、令和10年には14,000人を下回るなど、令和6年の14,817人が令和11年には13,531人となり、1,286人の減少が見込まれます。

■児童数の見込み



(単位：人)

	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	561	595	589	585	579	575
1歳	595	603	639	633	629	622
2歳	708	618	626	664	658	653
3歳	681	726	633	642	680	674
4歳	702	688	733	640	648	687
5歳	742	712	698	744	649	658
6歳	781	752	721	707	753	657
7歳	841	785	755	725	710	757
8歳	833	846	789	760	729	714
9歳	862	839	853	796	766	735
10歳	818	870	847	861	803	773
11歳	837	821	874	851	864	807
12歳	908	840	824	876	853	867
13歳	1,007	914	846	830	883	860
14歳	953	1,009	916	847	831	884
15歳	984	955	1,011	918	849	833
16歳	1,023	986	957	1,013	920	851
17歳	981	1,027	990	961	1,017	924
合計	14,817	14,586	14,301	14,053	13,821	13,531

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）による推計

第2章 幼稚園教育の充実

1 幼稚園教育の基本的な考え方

(1) 幼稚園が担う役割の重要性

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、保護者や教職員との愛着の形成や、こどもの思いや願いが受けとめられた豊かな「遊びと体験」が、生涯にわたる幸福感の土台となります。

幼稚園においては、こどもの発達段階に合わせた豊かな「遊びと体験」を通して、こどもの「楽しい」、「やりたい」という思いや願いを尊重し、こどもの発達を支援します。

幼稚園は、学校教育の始まりとしての幼児教育及び地域における子育て支援の拠点として重要な役割を担います。

(2) 市立幼稚園の担う役割

小学校に併設・隣接している強みを活かして、小学校と密接に連携した幼児教育を提供するとともに、幼稚園応援団や保護者との交流や活動等により、豊かな人間性や社会性を育みます。

また、地域における幼児教育の拠点として、質の高い幼児教育・保育の実践的な研究を実施し、成果の情報発信を行い、全てのこどもが質の高い学びへ接続できるよう、地域の幼児教育を向上させる役割を果たしながら、私立幼稚園との連携を図ります。

また、特別な配慮を必要とするこどもや見守りが必要な家庭への支援などの充実を図ることで、セーフティネットとしての役割を担い、だれ一人取り残すことなく健やかな成長を支援します。

さらに、子育て支援センターとして、子育てに関する相談や未就園児集会を実施し、子育て支援の中核的な役割を果たします。

(3) 私立幼稚園、認定こども園の担う役割

私立幼稚園や認定こども園では、それぞれの施設で、幼児教育の基本である遊びと体験を中心とした保育に加え、英語、体操、サッカー教室、スイミング、音楽活動、ダンス、伝統文化などを取り入れた特色のある幼児教育を行うなど、保護者の多様なニーズに柔軟に対応する役割が期待されています。

2 幼稚園・認定こども園（1号認定：3～5歳児）

（1）ニーズ量の考え方

検 討 中

（2）確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

1号認定（幼稚園・認定こども園・3歳児～5歳児）

（各年度3月31日 単位：人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	市内幼稚園等		①				
	市外幼稚園等		②				
	小計		③				
	市外の子ども		④				
	合計（③+④-②）		A				
確 保 方 策	市 内	幼稚園・認定こども園	⑤				
		新制度に移行しない幼稚園	⑥				
	市外の幼稚園等を利用		⑦				
	合計（⑤+⑥+⑦）-⑦		B				
量の過不足（B-A）							

集計中

3 市立幼稚園の運営のあり方

こどもたちにとって望ましい教育を実現できる園の規模を確保できるように「加須市立幼稚園再編計画」に基づき、加須市の未来をつなぐこどもたちに、これまで市立幼稚園が継承してきた幼児教育を安定的に提供していきます。

また、預かり保育や幼児教育の質の向上など、保護者のニーズに応えながら、保育の充実に努めます。

(1) 質の高い幼児教育のための規模の適正化

幼児期にこどもたちの一人一人の良さや個性、社会性、協同性を育み、多様な体験や協同的な学びの場と良質な幼児教育を保障するため、望ましい集団規模の確保に向け、子育て家庭のニーズを踏まえつつ、計画的に園の規模を適正化していきます。

規模の適正化により、教職員の配置体制を整え、より組織的・協働的な運営ができるようにします。そして、教育活動の一層の質的向上を図っていきます。

また、緊急時の危機管理や施設管理を含め、園児にとって、より安心・安全な教育環境を実現していきます。

(2) 段階的・計画的な再編

今後の園児数の推移、保護者のニーズ、国の政策等を見極めながら、短期（令和6年度・令和7年度）、中期（令和8年度以降）、長期の3段階に分けて、地域の理解、合意形成を図り、段階的・計画的に再編を進めていきます。

①短期のあり方（令和6年度・令和7年度）

幼児教育の質を確保するためには、園児が望ましい集団活動をできる園児数が必要不可欠であるため、令和5年4月1日現在の休室・休園状況などを踏まえるとともに、地域性を考慮し、小規模化する園を再編することで、安定した集団教育の提供を確保しながら、地域の幼児教育のニーズに応えます。

ア 運営形態

全ての園を幼稚園（小学校との複合施設を含む。）とします。

イ 通園区域

これまでの通園区域の継承を原則としますが、休園となる園を通園区域とする保護者には、保護者のニーズを踏まえ、希望の園を利用できる選択制とします。

ウ 名称

再編後の幼稚園名について、検討をしていきます。

②中期のあり方（令和8年度以降）

地域の幼児教育のニーズに応え、教育の質を確保しながら、当分の間8園で、安定的に運営します。通園区域については、保護者のニーズを踏まえ、希望の園が利用できるように選択制とします。

この中期には、園児数の推移、保護者のニーズ、国の施策等を見極めながら長期に向けて具体的に検討するとともに、地域や市民への周知等について、段階的に準備を行います。

ア 運営形態

幼稚園（小学校との複合施設、認定こども園化を含む）8園とします。

（北川辺については、地域性を考慮し、園児数の推移を見ながら、幼稚園の継続、認定こども園化、小学校との複合施設等について検討します。）

イ 通園区域

現在の通園区域を廃止し、すべての園から自由に選択できるようにすることで、保護者のニーズに対応します。

ウ 名称

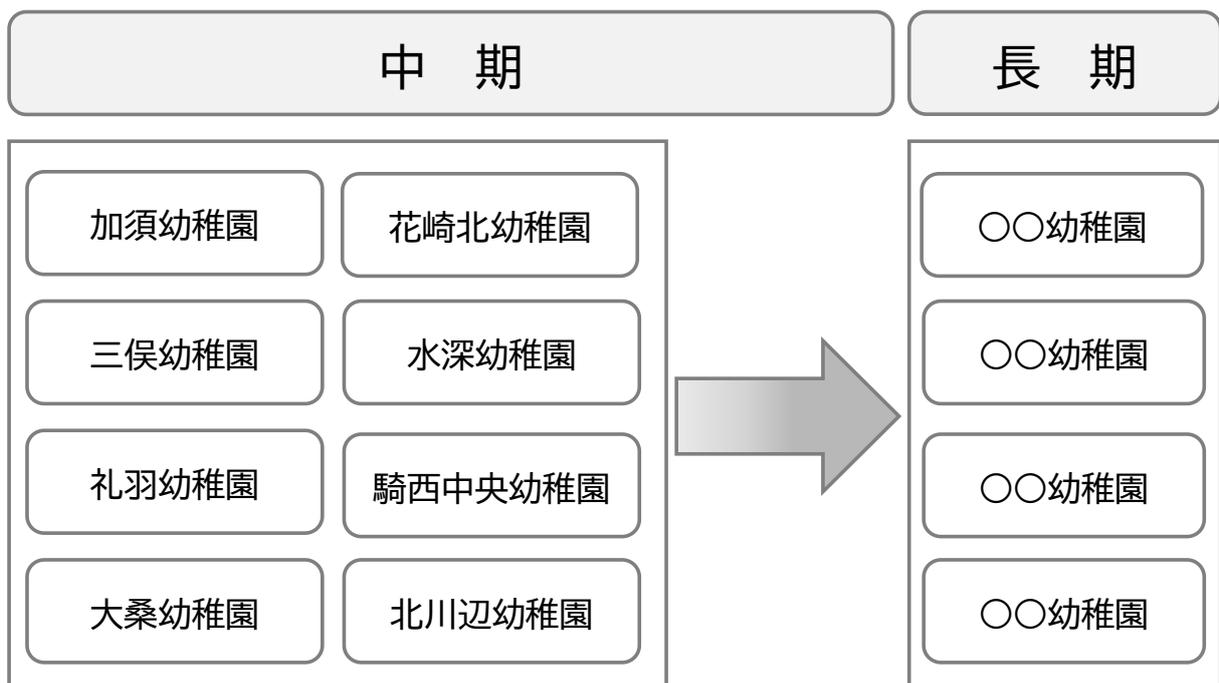
引き続き、再編後の幼稚園名について、検討をしていきます。

③長期のあり方

幼児教育の質の確保及び安定的な運営のため、集団による教育活動ができ、かつ、クラス替えが可能な1学年2クラス規模の園児数を確保しつつ、地域の幼児教育の拠点として、市立幼稚園の幼児教育に関する実践研究及び情報発信の役割、特別な配慮を必要とするこどもに対する支援や見守りが必要な家庭の支援等の充実を図り、保護者のニーズを満たすセーフティネットとしての役割を果たすため、将来を見据えて運営を継続していきます。

併せて、市立幼稚園と私立幼稚園が役割を分担し連携しながら、教育の質の維持・向上を検討していきます。

本計画策定時においては、園数について4園程度での運営を見込んでいますが、園児数の推移、保護者のニーズ、国の施策等を見極めながら、中期計画期間に具体的に検討していきます。



第3章 保育所保育の充実

1 保育所保育の基本的な考え方

(1) 保育所が担う役割の重要性

共働き世帯の増加や就労形態・時間の多様化などにより、少子化の中、保育ニーズは高い状況にあり、特に低年齢児の保育ニーズが増大しています。

また、地域社会のつながりが希薄化する中、子育ての負担感、不安感、孤立感が高まっており、就労などにより保育の必要性がある子どもや家庭だけでなく、地域全体の子育て支援の拠点として、保育所が担う役割の重要性が増しています。

(2) 市立保育所の担う役割

市立保育所は、私立保育所の補完的な役割を担うとともに、地域における保育の質を向上させる子育て支援の中核的な役割を担っています。

また、全ての子どもが健やかに成長できるよう、特別な配慮を必要とする子どもや見守りが必要な家庭の支援など、セーフティネットとしての役割が拡大しています。

(3) 私立保育所・認定こども園の担う役割

私立保育所や認定こども園は、独自の保育理念や保育方針を持ち、一時保育、延長保育、夜間保育、休日保育、病児保育等の保護者のニーズに柔軟に対応することができるという特性を持っています。

こうした特性を活かし、本市においては、私立の保育所・認定こども園が主体となって、保育を行っています。

(4) 低年齢児保育ニーズへの対応

3号認定（0歳児～2歳児）の、特に1、2歳児の利用ニーズが増加しています。

このため、年度途中における保育の需要には、企業主導型保育施設等の認可外保育施設の利用や認可保育所の定員の弾力化で対応していきます。

2 保育所・認定こども園など（2号認定、3～5歳児）

（1）ニーズ量の考え方

検 討 中

（2）確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

2号認定（保育所・認定こども園・3歳児～5歳児）

（各年度3月31日 単位：人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	市内保育所等		①				
	市外保育所等		②				
	小計		③				
	市外の子ども		④				
	合計（③+④-②）		A				
確 保 方 策	市 内	保育所・認定こども園	⑤				
		認可外保育施設	⑥				
	市外の保育施設を利用		⑦				
	合計（⑤+⑥+⑦）-⑦		B				
量の過不足（B-A）							

3 保育所・認定こども園など（3号認定、0～2歳児）

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

3号認定（保育所・認定こども園・0歳児～2歳児）

（各年度3月31日 単位：人）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量 の 見 込 み	市内保育所等	①					
	市外保育所等	②					
	小計	③					
	市外の子ども	④					
	合計（③+④-②）	A					
確 保 方 策	市 内	保育所・認定こども園	⑤				
		地域型保育施設	⑥				
		認可外保育施設	⑦				
	市外の保育施設を利用	⑧					
	合計（⑤+⑥+⑦+⑧）-⑧	B					
量の過不足（B-A）							

4 市立保育所の運営のあり方

すべてのこどもに質の高い保育を提供するとともに、地域の子育て支援の拠点として、子育て世帯がより安心してこどもを預けられる体制を整備するため、「加須市立保育所再整備計画」※を策定します。

また、保育の質の向上に努めながら、保護者のニーズを踏まえ、保育の充実に努めます。

(1) 保育士配置基準を踏まえた安全な保育の実施

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）等に基づく保育士配置基準の見直しを踏まえ、保育の安全と質を確保し運営します。

併せて、近年、増加傾向にある特別な配慮を必要とするこどもの安心安全な保育のため、加配を含めた必要な保育士の確保に努めます。

(2) 安定的・計画的な運営

「加須市立保育所再整備計画」※に基づき、今後の園児数の推移、保護者のニーズ、国の政策等を見極め、適切に対応します。

また、地域性や地域の保育ニーズを考慮しながら、安定的な運営を行います。

さらに、特別な配慮を必要とするこどもに対する支援や見守りが必要な家庭の支援等の充実に図り、保護者のニーズに応え、セーフティネットとしての役割を果たすため、将来を見据えて計画的に運営します。

(3) 長期のあり方

「加須市立保育所再整備計画」※に基づき、公立保育所施設の老朽化への対応や公立幼稚園の園児数の減少による空き教室の発生等を踏まえ、公立幼稚園との複合施設化、公立幼稚園の認定こども園化などを検討し、地域の保育ニーズに対応します。

※ 「加須市立保育所再整備計画」は、令和7年3月策定予定

第4章 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 利用者支援事業【提供区域：市全域】

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

市では、「加須版ネウボラ^{※1}」として、また、児童福祉法に基づく「こども家庭センター」として、「すくすく子育て相談室」を設置し、全ての妊産婦、子育て世帯及びこどもへ一体的に相談支援を行っています。

すくすく子育て相談室には、保健師や社会福祉士などに加え、助産師などの資格を持つ「母子保健コーディネーター^{※2}」と保育士の資格を持つ「子育てコンシェルジュ^{※3}」の専門職員の双方を配置し、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談支援体制を確立しています。

※1 ネウボラ … フィンランドにおける子育て支援制度で、継続して支援に関わることによりワンストップで問題の早期発見、予防、医療機関の紹介などを行う総合的な支援制度です。

※2 母子保健コーディネーター … 母子健康手帳の交付時にすべての妊婦を対象として面談を行い、支援が必要な家庭と判断した場合には、妊娠・出産・育児に関する「支援プラン」を作成し、情報提供やアドバイスを行うほか、関係機関と連携して、その家庭の状況に適したサービスを提供し、支援を継続します。

※3 子育てコンシェルジュ … 子育てに関する様々な福祉サービスの情報を提供し、サービスを利用する場合に関係機関への申請につなげるなど、きめ細やかな相談支援を実施します。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型			算出中		
確保方策	基本型					

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	地域子育て相談機関			算出中		
確保方策	地域子育て相談機関					

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	特定型			算出中		
確保方策	特定型					

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	こども家庭センター型			算出中		
確保方策	こども家庭センター型					

2 地域子育て支援拠点事業【提供区域：市全域】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日					
確保方策	人日	算出中				
	か所					

3 妊婦健康診査【提供区域：市全域】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦の健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人					
確保方策		算出中				

4 乳児家庭全戸訪問事業【提供区域：市全域】

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	算出中				
確保方策		算出中				

5-1 養育支援訪問事業【提供区域：市全域】

養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業等により、さらに支援が必要と判断した家族に対し、概ね1年程度の期間、必要に応じて訪問による相談支援を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	算出中				
確保方策		算出中				

5-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（その他の要保護児童等の支援に資する事業）【提供区域：市全域】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、要保護児童対策調整機関の職員や地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回					
確保方策		算出中				

6 子育て短期支援事業【提供区域：市全域】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な養護を行うショートステイ事業、平日の夜間に自動を預かるトワイライトステイ事業及び休日に児童を預かるホリデーステイ事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	回					
確保方策	人日	算出中				

7 ファミリー・サポート・センター(子育て援助活動支援事業)【提供区域:市全域】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かりの援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日					
確保方策 子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応事業を除く)	人日	算出中				
確保方策 子育て援助活動支援事業 (就学児)	人日					

8 一時預かり事業【提供区域：市全域】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

①幼稚園在園型

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日		算出中			
確保方策	人日		算出中			

②幼稚園在園型以外

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日					
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園在園児対象型を除く)	人日	算出中			
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	人日	算出中			
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日				

9 延長保育事業【提供区域：市全域】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所、認定こども園において引き続き保育を実施する事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人					
確保方策	人	算出中				
	か所					

10 病児保育事業【提供区域：市全域】

病児・病後児について、病院・保育所等に敷設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日					
確保方策	人日	算出中				

1 1 放課後児童健全育成事業【提供区域：小学校区】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、公共施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を確保して、その健全な育成を図る事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

(各年度4月1日 単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
量の見込み	1年生						
	2年生	算出中					
	3年生						
	4年生						
	5年生						
	6年生						
	計 ①						
確保方策 ②							
量の過不足 (②-①)							

12 子育て世帯訪問支援事業【提供区域：市全域】

家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等）または育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）もしくは両者を同時に行うことを基本に、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言や地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供、支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市への報告を実施する事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人日		算出中			
確保方策	人日					

1.3 親子関係形成支援事業【提供区域：市全域】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人					
確保方策		算出中				

1 4 実費徴収に係る補足給付を行う事業【提供区域：市全域】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(1) ニーズ量の考え方

検 討 中

(2) 確保方策の考え方

検 討 中

■量の見込みと確保方策

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人		算出中			
確保方策	人		算出中			

1 5 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【提供区域：市全域】

新規参入事業者に対する相談・助言等の巡回支援及び私学助成（幼稚園特別支援教育経費）による障がい児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

(1) ニーズ量と確保方策の考え方

該当となる事業所がある場合は、支援します。

(中扉)

第4編 計画の推進体制

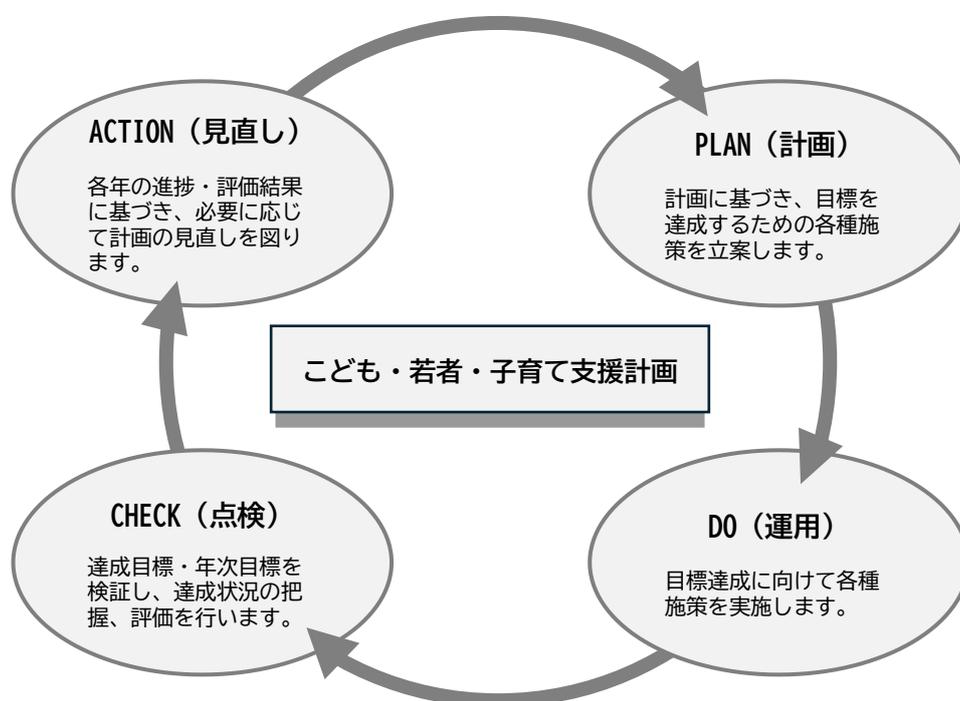
(空白頁)

1 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、循環型マネジメントサイクル（PDCAサイクル）に基づき、これらの管理・評価を一連のつながりの中で実施することが重要です。

そのため、本計画の進行管理にあたっては、加須やぐるまマネジメントの考え方を基本に各年度の目標値に対する実施状況の把握、点検をし、計画の着実な推進を目指します。

また、それぞれの事業について、毎年点検・評価を行った結果、改善が必要な事業については、随時、改善策を講じながら見直しを実施します。



2 市民との協働

(1) 市民・諸団体との協働体制の推進

本計画の推進にあたっては、市民と行政の協働が不可欠です。

こどもに関わる民間団体と連携を図るとともに、地域、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進します。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容については、広報紙やホームページ等で、広く市民に周知するとともに、実施状況について毎年度、公表します。

(中扉)

資料編

(中扉裏面)

加須市こども・若者・子育て支援計画

発行：加須市

発行年月日：令和 年 月

〒347-8501 埼玉県加須市三俣2丁目1番地1

TEL：0480-62-1111（代表）

市ホームページ：<https://www.city.kazo.lg.jp/>
